

2020 年度 博士論文

韓国農村における 6 次産業化の現状と

帰農者の役割に関する研究

—慶尚南道密陽市を事例として—

東京農業大学大学院

農学研究科

農業経済専攻

尹 堵鉉

[目次]

序章 本研究の背景と研究課題	1
第1節 本研究の背景	1
第2節 先行研究の整理	2
(1) 6次産業化推進と帰農者に関する研究	2
(2) 農村地域における問題と帰農者に関する研究	4
第3節 研究の課題	6
第4節 本研究の調査対象	6
第5節 本研究の構成	9
第1章 農村地域の高齢化と農村問題	11
第1節 農村地域の高齢化問題	11
第2節 農家経営主の教育水準問題	13
第3節 小活	16
第2章 帰農者と6次産業化	17
第1節 帰農者増加の要因	17
第2節 帰農者の資格要件	20
第3節 6次産業化の推進	21
(1) 6次産業化が成立されるまでの関連事業	21
(2) 6次産業化の政策	23
(3) 6次産業化の法律上の限界	24
(4) 6次産業化の現状	25
(5) 認定制度と支援政策	26
第4節 小活	31
第3章 帰農者の特徴と地元住民との関係	33
第1節 帰農者の前住地と特長	33

(1) 帰農者の前住地と所得	33
(2) 営農活動と農村生活の特徴	35
第2節 帰農の準備過程	37
第3節 地元住民との関係	39
第4節 小活	42
第4章 農村における帰農者の役割	44
第1節 帰農者の農村活動	44
第2節 帰農者の営農活動	45
第3節 地元農業者との契約取引関係	48
第4節 小活	51
終章	53
参照・引用文献	58
SUMMARY	61
謝辞	63

序章 本研究の背景と研究課題

第1節 本研究の背景

朝鮮戦争後の韓国では、農業から軽工業、さらに重工業を中心に産業が発展した。その結果、1960年の1人当たりGDPは158ドルであったが2018年には29,742ドルまで達成するほどの経済成長が可能になった¹⁾。しかし、GDPに占める農業部門の割合は、2018年現在、1.8%に過ぎない状況で、都市と農村の格差は非常に大きい。また、高齢化の問題も深刻な状況であるため、近年では、このような状況を解決するために、帰農者が注目されている。

1990年代になると、農村経済を振興するため、様々な政策を推進した。主に都市と農業の融合という視点で政策が行われる。事業内容は、農村地域を活性化するため、その地域にある村独特の文化を生かすことで都市・農村住民との交流を深め、地域の発展を推進する事業であった。このような政策を推進するため、農村地域の加工工場の規制の緩和や即席食品の衛生基準緩和が行われ、6次産業化と呼ばれる「農村融複合産業育成および支援に関する法律」の基礎になった。しかし、1990年代に行われた農村復興事業は農業者である地元住民には効果的な政策とは言いがたい。その理由は、農村地域の教育水準に関連性があるとみられる。

その後2010年代になると、戦後生まれた世代であるベビーブーム世代²⁾の引退ラッシュが始まり、農村地域の諸問題は新たな局面を向かう。引退者の年齢は50代後半が非常に多い。その理由の一つは、早期引退にある。法律上の引退時期は60歳と定められており、65歳まで働くこと想定されているが、実質的な引退年齢は57歳である³⁾。そのうち、引退者の44%は金銭的準備ができていない状況であり、帰農することが多くみられる。このように帰農者が流入する農村地域は新たな人口や税収増加が期待されるため、首都圏や都心地域以外の地方自治体は競って帰農者を誘致しようとしている。その中で、政府は働きたい帰農者を農業後継者と養成することに加えて、彼らが持っている都市生活や仕事などで身につけたスキルを活かすことで帰農者が6次産業化を推進することは十分であると判断した。1990年代から推進してきた都市・農村交流に関する支援政策から、6次産業化という名称の新たな政策を設けることで、帰農者を中心とした農業の高度化を図っている状況である。しかし、帰農者全員が農業に従事しているかには疑問があるうえ、急増した帰農

者に対して地元住民とどのような関係があるや帰農者中心政策によって政策から取り残された地元住民はどうなるかについては十分に検討がなされていない。

まずは、農村地域に移住した帰農者について把握することが求められる。特に、農村主体が地元住民ではなく、帰農者になる理由について、農村地域の問題点から確認する必要がある。それを確認した上で、帰農者は農村地域でどのような活動を行い、地元住民とどのような関係を確認することで帰農者の役割について明らかにする。これは、今後、行われる帰農者に関する政策や農村地域を発展する方向にとって有意義であろう。

第2節 先行研究の整理

本節では、帰農者の役割について検討する前に、6次産業化と帰農者の関係と帰農者に関する先行研究について整理する。

(1) 6次産業化推進と帰農者に関する研究

6次産業化に関連した研究は、2000年代初期から行われたとみられる。当初は、第1次産業と第2次・第3次産業の連携を模索したことと、グリーンツーリズムの研究が行われた。イ・ドンフィル(2001)は、産地食品加工事業体の国産原料の安定的供給を提示した。ユ・チョンギョ(2003)は、既存の農村観光は宿泊・体験が中心で、全国で似たような事業が展開するため、地域ごとの特色を生かす改善が必要であり、農村観光が地域振興・地域活性化につながるためには、農村経済多角化政策と結合が必要であると指摘した。

その後6次産業化の手法が日本から韓国に紹介され、6次産業化に関する研究がすすめられた。韓国農村経済研究院(2011)、キム・ヨンリョル(2011)、キム・テゴン(2011)は、日本の農商工連携と6次産業化をどのように行っているかを紹介した。特にキム・テゴン(2011)は、2010年12月に公布された日本の新しい制度に対して、6次産業化展開方法と地産地消運動を事例的に説明するとともに、中国も6次産業化と類似たような農業産業化事業を展開中であると述べた。ヨーロッパとアメリカは大規模であり、団地化された農場制農業と比べ、韓国、日本、中国は零細な規模の農業経営を行っている。そのため東アジアの営農活動の構造的な限界を超えるためには、農業者の組織化することで、6次産業化を展開する必要であると説明した

6次産業化が農政の中心的課題となった2013年以降、6次産業化に関連する関連研究が活

発に行われるようになった。キム・ヨンリョル(2014)は、法律が公布される以前から6次産業化的な活動に取り組んできた農家を対象で調査を行い、1次産業と2次・3次産業への連携が行われた場合は付加価値と所得が拡大されたことを説明し、政府が運営する中間支援組織の必要性を指摘した。中間支援組織とは、行政府と民間の架橋的な役割を果たす専門家で構成された組織である。中間支援組織に対してユ・ハクヨル(2014)は、日本の各都道府県に設置されているサポートセンターが果たしている役割を紹介し、6次産業化を成功させるためには、政府が行う支援中心ではなく官民が協力した中間支援センターが必要であることを強調した。

6次産業化をどのように推進するかに関する研究のうち、帰農者を6次産業化に参加させる研究も活発に行われている。帰農者を6次産業化に参加させる主な理由としては、単純に帰農者の流入が増加した理由もあるが、彼らは農村地域住民より比較的若くて社会経歴や商品に対するセンスが農村住民より高いためである。そのため、帰農者の多様な経験から食品加工の高品質化が可能になり、地域ブランドを作り上げることと、帰農者がオンライン取引を活用することで、消費者と距離を縮めることが可能である(ジャン・ウエ、2019)。帰農者の重要性は高くなる一方、帰農者が推進する6次産業化事業体支援に関しては意見に分かれている。ソン・ジョンファンほか(2016)によると、6次産業化の売上げの重要な要因は、農業経歴にあることを明らかにしたため、営農経歴が浅い帰農者に対して、帰農者個々に合わせた支援政策を長期にわたって行うことが必要だと主張したが、キム・ジョンシヨップほか(2017)の専門家意見を合わせた研究では、多くの帰農者が6次産業化を推進しているため、帰農者だけに6次産業化支援を行う場合、帰農者に特例を与えていると地元住民に誤解を招く恐れがあると指摘した。このように、帰農者は6次産業化に重要な役割を果たしているとみられる研究の中、多くの帰農者が実際に6次産業化を念頭に置いて帰農実施することが確認できる(パク・テシク2015)。

以上のように、先行研究は、日本の6次産業化の概念や政策などを紹介し、6次産業化政策を導入する必要性を論議したが、政府がサポートすることを重視している。また、帰農者に対しては、6次産業化をすでに行っていることが前提の研究がなされている。そのため、6次産業化はどのような状況にあるか、実際に帰農者が行う6次産業化について考察が不十分な状況である。

(2) 農村地域における問題と帰農者に関する研究

韓国では、日本と同様に農村地域の高齢化が進んでおり、農家の後継者や農業労働力の不足が社会問題になっている。近年では、都市から農村に移住する帰農者が注目されている。ここで、韓国における帰農者とは、農村出身者か否かに関係なく、都市で1年以上居住した記録がある人が、農村に移住して農業者の資格を得た者である。

農村問題は、高齢化だけではなく、農村住民の教育水準にもある。農村住民の教育水準は、都市住民と比べて極めて低い水準である。農村の高齢者はまったく公教育を受けていないか、初等教育にとどまる者が多数である。このような農業者は、経営改善の方向性が見出せず、その意欲も乏しい。つまり、比較的教育水準の高い一部の経営者は、積極的に農業講習会などに参加し補助事業を活用しながら経営規模を拡大させたが、教育水準の低い農業者は、低所得層として農村に滞留することになった(マ・サンジンほか、2006)。しかも、2002年から村づくり事業などといった支援策は地域農業者・住民の発案による公募制度に転換したため、それに対応できる文書作成能力などが求められることになった(縄倉晶雄 2015)。そのため、比較的高教育水準の帰農者が農村地域の経済発展に期待されている(マ・サンジンほか、2014)。

帰農者は、1998年のアジア通貨危機を契機に急増した。それを受けて帰農者に関する研究が始められた。当時は、アジア通貨危機による失業者の増加要因と救済策に焦点を当てた研究が主流であった(キム・ヒョンヨン 1998)。その後、2010年代になると、ベビーブーム世代の引退に伴い帰農者が増加したが、アジア通貨危機当時の帰農現象とは様相が異なる。キム・チョルギユほか(2012)は、1990年代までの生計型の帰農と異なり、2000年代以降は都市生活の代替価値の追求など、個人生活型の帰農が増えていることを指摘した。キム・ソンスほか(2004)は「人間らしい生活」が帰農の重要な動機であることを明らかにした。このような帰農者の特性を分類した研究には、パク・コンジュウほか(2006)もある。この研究では移住経路をUターン、Jターン、Iターンに区分することで、農村への移住過程と農村地域に定着の流れの関連性について明らかにした。Uターンでは経済的な要因が多いが、JターンやIターンでは理想的な田園生活の追求といった動機で帰農することが多くなる。そのためJターンやIターン帰農者は農地が安価で生活環境がよくて、帰農者支援政策が多い地方自治体を選好する(キム・ユンソン、2012)。このように、帰農現象に関する研究は、移住動機解明に重点がおかれ、帰農者を農村地域の新たな人口・労働力として政策提言に結び付けるような研究が中心になっている(カン・テク、2010)。

近年では、帰農者をどのように支援するかといった政策論が中心となり、帰農者の定着に必要な施策を行う機関の設置や農業技術センターによる帰農者教育が必要だと指摘された(キム・ユンソンほか、2012)。政策論から地元住民との関係に注目した研究では、帰農者が地元住民との関係を深めるために(パク・デシク、2015)、帰農者に対して農村地域の理解を深める教育や、政府と自治体による交流行事の行う必要を訴える研究がみられる(キム・テッキュウほか、2011)。ほかにも、自治体は単に帰農者の数を増やすことではなく、帰農者の能力を生かして農村地域開発を行っていくという指摘も重要である(キム・ジョンショプ、2016)。このように政策論に関する研究では、自治団体や農業技術センターなどの公的機関が帰農者と地元住民を仲介する必要性があることを唱えた。

政策論以外では、帰農の動機に着目した研究がある。2000年以降の帰農は「人間らしい生活」を追求した帰農者が急増することが明らかにされた(キム・ソンスほか、2004)。また、帰農者が農村に流入することによって、農村社会の構成員は多様化し、従来みられた農村社会の暗黙的な規範が弱まりつつあることが指摘された(マ・サンジンほか、2015)。

日本も韓国と同じく、定年帰農者の増加が著しい。帰農者をどのように農村に定着させるかについての研究は、日本において多くみられる。帰農者が定着するためには、農村地域の地元住民と交流する必要がある(布施、2011)、幅広い層と交流をもつことができる組織や場を作ることが肝要である(百井、2010)。また、地域に密着したコーディネーターの重要性についても指摘がある。新規就農者に対して専門的に支援するとともに、コーディネーターが地元住民との関係を常に把握できるからである(猫本、2015)。Iターンの帰農者はUターンの帰農者よりも地元住民との良好な関係を築くことは難しいが、松田(2014)は地域独特の暗黙の規範を学習し、「地域に対して開く」ことや「地域に溶け込む」態度を示す努力によって、帰農した地域に定着が可能であるとした。また、中西(2008)は、帰農者が年中行事や集落活動に積極的に参加し、地元住民との情報交換や意志疎通を図ることが重要であるが、その際、定住年数が長い帰農者が地元住民とのパイプ役を果たしていると指摘している。一方、大島(2017)は、帰農者だけではなく地元住民も彼らに対して歓迎の態度を表明することが、農村地域における人間関係を構築するうえで重要であると指摘した。

以上のように、帰農者に関する既存研究では、アジア通貨危機後の帰農動機の変化が明らかにされてきた。近年、政府は帰農者を農村地域における農業の新たな担い手として位置づけ、帰農支援の政策が進められている。ただし、農業経験がない帰農者が農村地域へ

定着するためには、単なる政策支援だけでは難しい。地元農業者と何らかの関係を構築して有益な情報を得たり継続的な支援を受けることが必要であろう。また、帰農者の営農活動の詳細な実態について明らかにされていない。こうした点については、日本の既存研究では地元住民と密接な交流や帰農者・地元住民の双方の努力が必要と指摘されてきた。

第3節 研究の課題

韓国の研究動向は政策論に集中しがちである。そのため、実証的な研究の数は少ない状況である。6次産業化支援制度を活用して、どのように帰農者を活用するかが明確ではない。続いて、帰農した後の帰農者行動、とくに地元住民との関係を課題とした研究はほとんどみられない。世界の中で韓国と日本とでは、農村をめぐる状況は比較的類似しているが、社会経済の環境が異なる点も多い。このため、地元住民との関係が研究課題にならないのは、日本の状況とは異なり、帰農者と地元住民との関係は重視されていないことも予想される。日本の場合、少なくとも近年まで地元住民との関係が良好でないと、農地の取得や利用に大きな障害になってきたが、韓国の場合はそうしたことが問題にならないのであろうかという疑問もある。帰農者が地元住民と良好な関係を築き、農村に定着と帰農者の営農活動に関する実証的研究が求められると考えられる。

そこで本研究では、6次産業化を明確にした後、慶尚南道密陽(ミリャン)市の事例をもとに、帰農者の特徴を把握するとともに、帰農者と地元住民との関係を明らかにする。具体的な営農活動について確認するため、帰農者の経営規模、収益性、加工までの取り組み、雇用の導入、販売チャネルといった営農活動の実態を確認し、地元住民との生活上のつきあいと営農上の関係を確認することで、6次産業化との関連性を検討し、帰農者が農村の地域経済にどのような役割を果たしているかを明らかにすることを目的とする。

第4節 本研究の調査対象

本研究では、主に韓国南東部に位置する慶尚南道密陽市での聞き取り調査を基に分析を行った。密陽市は、慶尚南道にある基礎自治体である。釜山(プサン)、大邱(テグ)、蔚山(ウルサン)の3つの広域市の間に位置する。密陽市は各大都市から自動車ですぐ1~2時間程度で行けるため、都市的な生活を維持でき、帰農者にとっては魅力的な農村地域である。図

1-1 のように密陽市に移住する帰農者の多数は隣接した都市から移住する特徴を持っている。

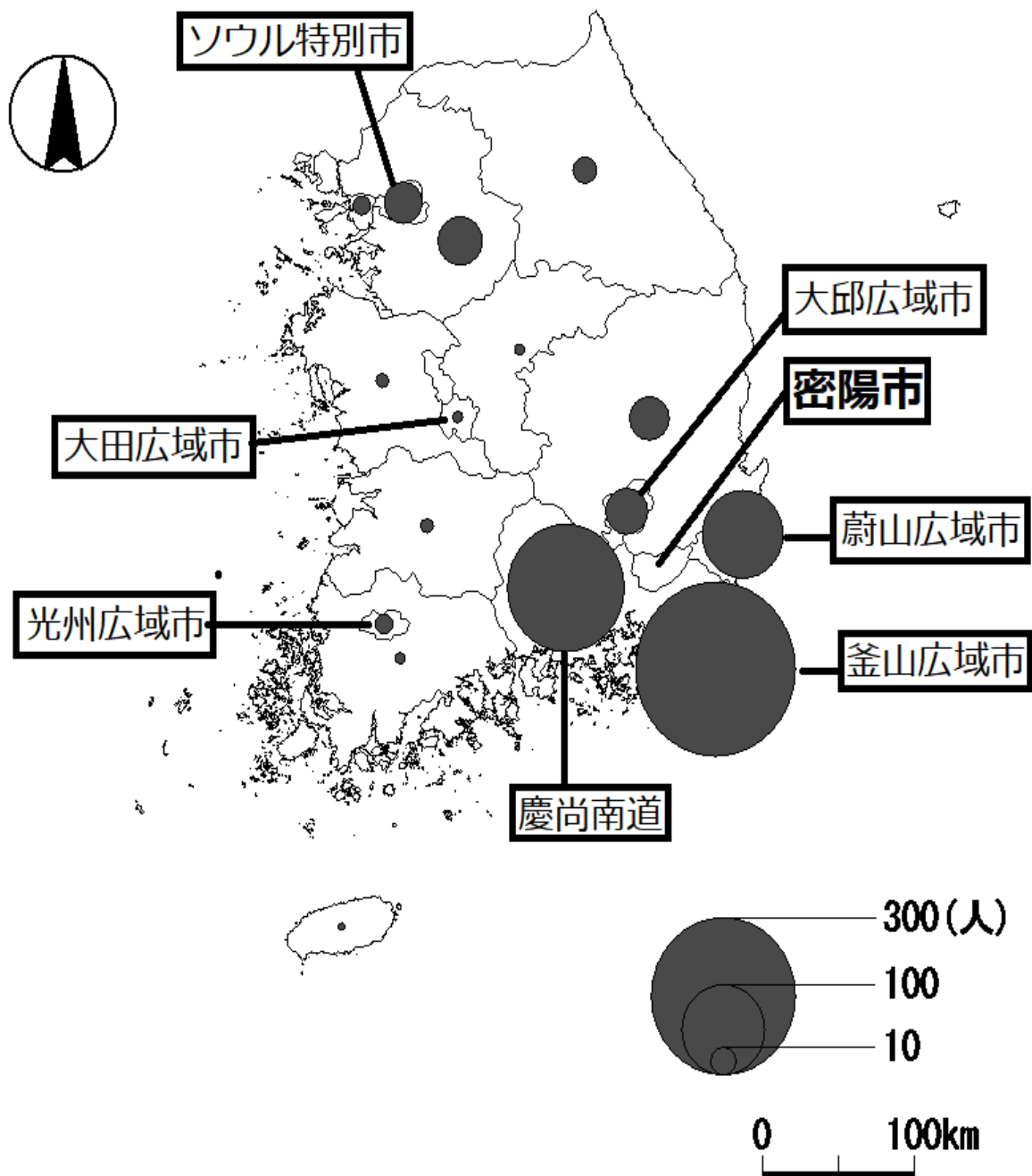


図1 密陽市における 帰農者(帰村者も含む)
の従前の居住地(2015~2017)
(出所)密陽市の農政課資料より筆者作成。

密陽市の帰農者の数は 2016 年 200 人である。営農環境や作目・生活環境などが異なる 済州特別自治道を除くと本土内の自治体で最も数が多い地域である。そのため、密陽市を 帰農者実態調査地域として選定した(表 1)。

表 1 帰農者が最も多い上位 10 自治体(2016 年)

順位	行政区	自治体	帰農者数	同行家族数	帰農農家の家族構成		
					合計	男子	女子
1	済州特別自治道	西帰浦市	260	142	402	225	177
2	済州特別自治道	済州市	251	117	368	194	174
3	慶尚南道	密陽市	200	72	272	147	125
4	慶尚北道	尚州市	187	115	302	178	124
5	全羅南道	高興郡	180	99	279	157	122
6	慶尚北道	高興郡	172	101	273	161	112
7	京畿道	華城市	168	89	257	146	111
8	全羅北道	高敞郡	164	82	246	147	99
9	慶尚南道	居昌郡	160	116	276	155	121
10	京畿道	楊平郡	159	71	230	134	96

出所 統計庁の「帰農者世帯員の市道別・性別現状」により筆者作成

密陽市の基本情報として総人口は 2016 年現在 110,683 人である⁴⁾。このうち農家人口は 18.6%を占めている。農家数は 10,164 戸で、専業農家の割合は 83.5%ときわめて高い。この地域は、元々稲作と果樹が営農の中心であり、とくにリンゴの産地として全国的に知られてきた。しかし、温暖化の影響もあって糖度が上がらなくなり、近年のリンゴに対する評価は下がり気味である。そのため、他の果樹や作目も増えている。密陽市における行政区画は、都市部である洞(ドン)と農村部である邑(ウブ)と面(ミョン)が含まれる。邑と面は日本の町と村にほぼ該当するが村長による自治権はない。

具体的な調査は 2 回に分けて行われた。1 回目の調査では、帰農者の特徴と地域住民関係を把握するため、2017 年 8 月の調査では密陽市農政課の職員に、帰農者が多い邑と面を確認し、そこで調査を実施した。具体的には、武安面(M 面)、清道面(C 面)、丹場面(D 面)、下南邑(H 邑)、上南面(S 面)の 5 つの地区であり、地元住民から帰農者の情報を得て合計 38 人に調査を申し込み、16 人の帰農者からインタビューを行うことができた。

2 回目の調査は 2018 年 8 月に聞き取り調査を実施した。1 回目と異なり、2 回目の調査では 2 つの方法で帰農者を選出した。一つは 6 次産業化の認定を受けた帰農者(以下、認定帰農者)であり、二つは、釜山大学密陽市キャンパスで行われた帰農者委託講習会^{注1)}に参加した帰農者(以下、一般帰農者)を対象とした。6 次産業化の認定は、地域の新たな事業

や雇用、付加価値を創出する者が、農林水産食品部(日本の農水省に相当)に評価されることである。具体的な評価項目には、地域資源の活用はもちろん、地域観光の開発、食品加工の衛生基準である HACCP 認定をうけることと、地域住民の雇用などであり、活発な経営活動を行う者のみが、受けられる。そのため、地元住民との関係性がみられるのではないかと考えたからである。一方、一般帰農者を調査した理由としては、認定帰農者との営農活動の違いを確認するためである。ただし、帰農者の中には、営農をあまり行わず、住宅補助を目当てに農村に移住する人も少なからずいるため⁸⁾、営農を真剣に考えている講習会参加者に限定した。密陽市農業技術センターの6次産業課によると、2018年現在、密陽市全体の6次産業化認定事業者は7名で、うち5名が聞き取り調査に応じた。ただし、そのうち1名は帰農者ではなく地元住民であったため、分析から除外した。一般帰農者に関しては、講習会の会場に訪問、受講者25名のうち17名が調査に応じた。したがって、調査ができた帰農者は合わせて21名であった。このほか、これらの帰農者と営農上の関係がある26名の地元農業者に対しても、帰農者を通じて連絡先を得て、聞き取り調査を実施した。

第5節 本研究の構成

研究課題を明らかにするために、以下の手順で分析を進める。

第1章の「農村地域の高齢化と農村問題」では、農村の問題について論じる。なぜ高齢者が問題になる理由と原因について説明し、高齢者経営主の教育水準が支援事業に及ぼす影響について考察を行う。

第2章の「帰農者と6次産業化」では、帰農者の増加原因を説明した上で、政府が推進する6次産業化の導入背景や関連事業など流れを説明し、認定制度と支援政策、現状を確認することで、帰農者と6次産業化の関係について明らかにする。

第3章の「帰農者の特徴と地元住民との関係」では、農村地域に移住した帰農者の特徴を把握する。把握したデータから、帰農者の前住地と、どのような過程で帰農を実施するかを明らかにした上で、帰農者の特徴別に地元住民との関係を比較し、帰農者と地元住民との関係を明らかにする。

第4章の「農村における帰農者の役割」では、6次産業化認定を受けた者と営農活動に積極的な帰農者を対象で、農村地域の活動や営農活動について把握することで2タイプ

の違いを確認する。把握したデータを基に、地元住民とどのような営農関係にあるかについて明らかにする。

注

- 1) 世界銀行大韓民国 GDP 統計による
- 2) 朝鮮戦争後の 1955 年から 1963 年に合計特殊出生率が 3.0 以上と高く、このとき生まれた人をベビーブーム世代とよんでいる。
- 3) 出典、東亜日報(韓)、「韓、65 歳引退を願うが実際は 57 歳」閲覧日 2018 年 4 月 10 日
<http://www.donga.com/news/article/all/20181007/92299743/1>
- 4) 密陽市統計年報(2016)による

第1章 農村地域の高齢化と農村問題

本章では、農村地域はどのような問題を抱えているかを明確し、近年、増加した帰農者の増加原因と資格について検討する。

まず、農村地域の第一問題とされる高齢化の現状について説明する。第2に、農村地域の教育水準を都市地域と比較することで含めて分析を行う。続いて、新たな農村問題である非農業者の農地売買について説明を行う。

第1節 農村地域の高齢化問題

農村地域の高齢化を分析する前に農村地域の諸問題の原因には農村人口流出にあることを確認する必要がある。図1-1は農村地域の全体人口を示している。注目するところは、1970年のもっとも多い人口を示しているのは14歳未満の現在のベビーブーム世代と呼ばれる層である。1970年代に農村の一番多い人口を示している彼らは農村人口になれず、都市地域に移住したとみられる。移住の要因には多様な理由があると考えられるが、代表的な理由は高等教育機会と所得確保のためだと考えられる。この若者の移住の結果、現在、農村地域の高齢者は、都市地域に移住する能力が低いため農村地域に取り残された者である。

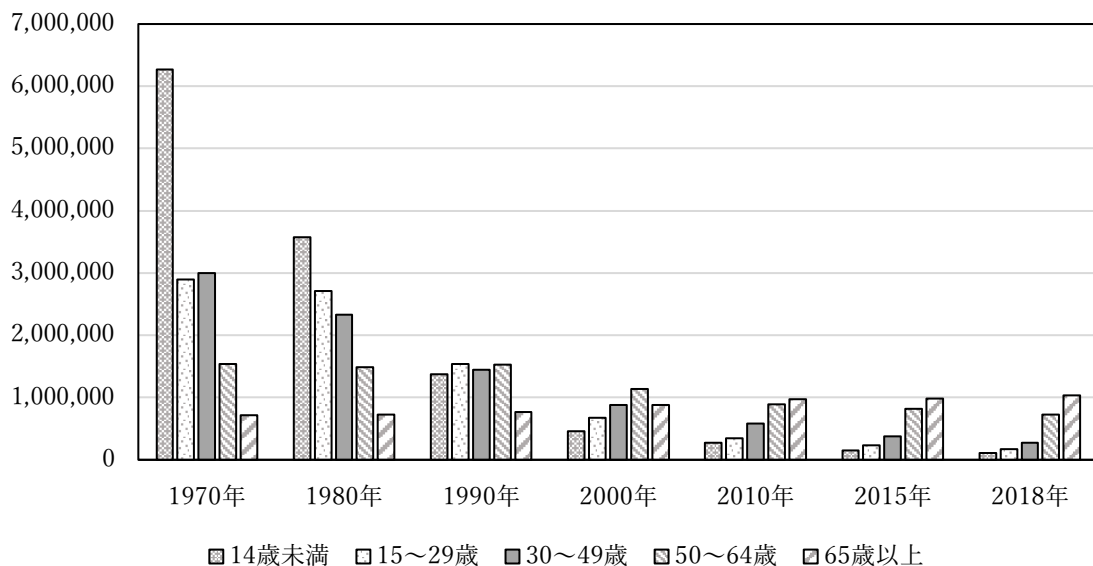


図1-1 年齢別農家人口(全国)

(出所)統計庁 農家経済調査の資料によって筆者作成

このように農村人口の流出によって、農村地域と都市地域の不均等な所得問題がある。従来、農家は農業所得に大きく依存していたが、2000年代前半から徐々に低下した。高齢化と農産物市場開放によって競争力が弱体化したからであり、2017年の農家の農業依存度はわずか26.3%である。また、農家世帯と都市の勤労者世帯との所得格差は小さかったが、勤労者世帯を100としたときの農家世帯の所得水準は、2000年の80.6から2012年の57.6の水準まで低下した。2000年ごろまでは農産物の価格支持政策などによって農業所得が支えられていたが、ウルグアイラウンド以降にWTO体制が支配的になると、こうした政策がとられなくなり、都市と農村との所得格差が広がった。所得の格差が広がるため、新たな人口（労働者）の流入がなく、2010年において農家人口は306万人、高齢化率は31.8%であったが、2017年の農家人口は242万人まで減少、高齢化率は42.5%にまで上昇し、農村の高齢化問題はますます深刻化した(図1-2)。

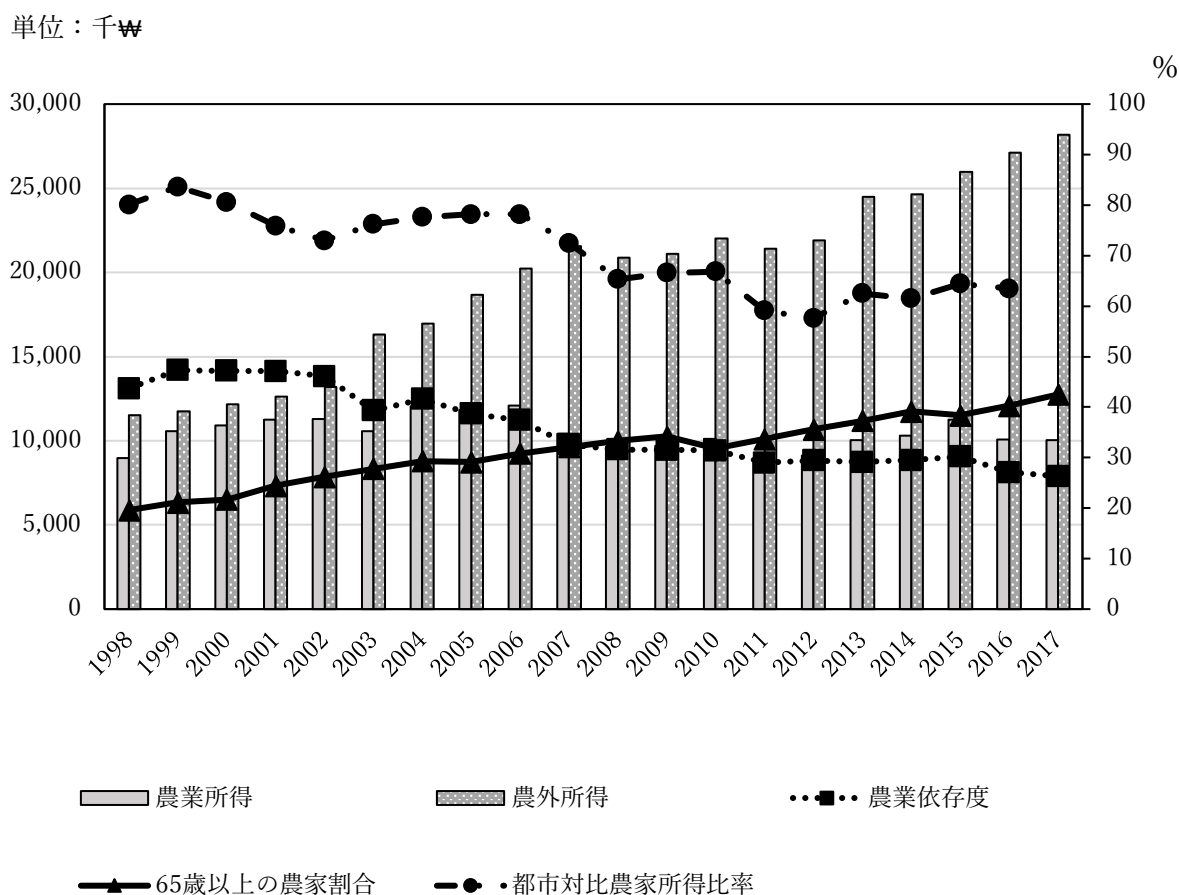


図1-2 農村所得構成比と高齢化率
(出所)統計庁 農家経済調査の資料によって筆者作成

このような、農村地域の高齢化は年齢の問題だけではなく、農業所得水準面の問題を抱えている。2017年現在の65歳以上高齢者の農家純所得平均(農業所得+農外所得)は1,728万 円 である¹⁾。この金額は65歳未満の農家純所得平均は4,600万 円 で、役2.5倍の差が存在する。ここで、移転所得を加えた経常所得(純所得+移転所得)は65歳以上が2,699万 円 であり、移転所得を加えた65歳未満の所得は5,312万 円 になり、65歳以上の移転所得が972万 円 、65歳未満は711万 円 であることが確認できる。ここで移転所得は、公的補助金や私的補助金を合わせた非経済的な活動による所得であり、中には子女が送る金銭である被贈が含まれている。子女からの被贈は、儒教思想によって、今まで育てた恩を返すという意味で、社会人になった後、給料の一部を親に送ることがよく見かけられ、親側も子女が送る金銭は老後生活資金として活用している。子女からの被贈が少ないと予想される60歳未満の経常所得は5,510万 円 で、移転所得が539万 円 である。つまり、65歳以上の高齢農家の場合では全体所得の35%が移転所得であることに比べ、60歳未満の場合では9%が移転所得であるため、65歳以上の高齢農家は生産労働力としてみなすことは難しい状況である。

第2節 農家経営主の教育水準と支援政策

農村地域に居住する高齢者が、65歳になる前、政府は農村の高齢者に対して支援策を行ったが、効果的ではなかった。その理由として農村住民の教育の問題をあげられる。農業経営主は、教育水準が都市地域の住民と比べて非常に低い(図 1-3)。支援策が行われた時代の1995年において高卒以上の者は16.0%しかなく、多数の高齢の地元農業者は小学校すら卒業していなかった。その理由としては朝鮮戦争が原因である。1949年に小学校の義務教育に関する条項が設けられる。この条項は1950年に施行するが、同年に、戦争が勃発したため、義務教育施行は一時中止となった。1953年7月に休戦協定を結ぶことで、就学率を上げようとする「義務教育完成6個年計画(1954~1959)」を実施する。しかし、この計画の問題には財源確保の不備によって、財源は学生から充当することになる。学生は毎月「育成会費」という名目などで学費を払わないと退学処分となり、無償義務は有名無実の状態であった。加えて朝鮮戦争の余波が残っている当時、農家にとって十分な所得を得るには、子供を小学校に通わせる余力がなかった。

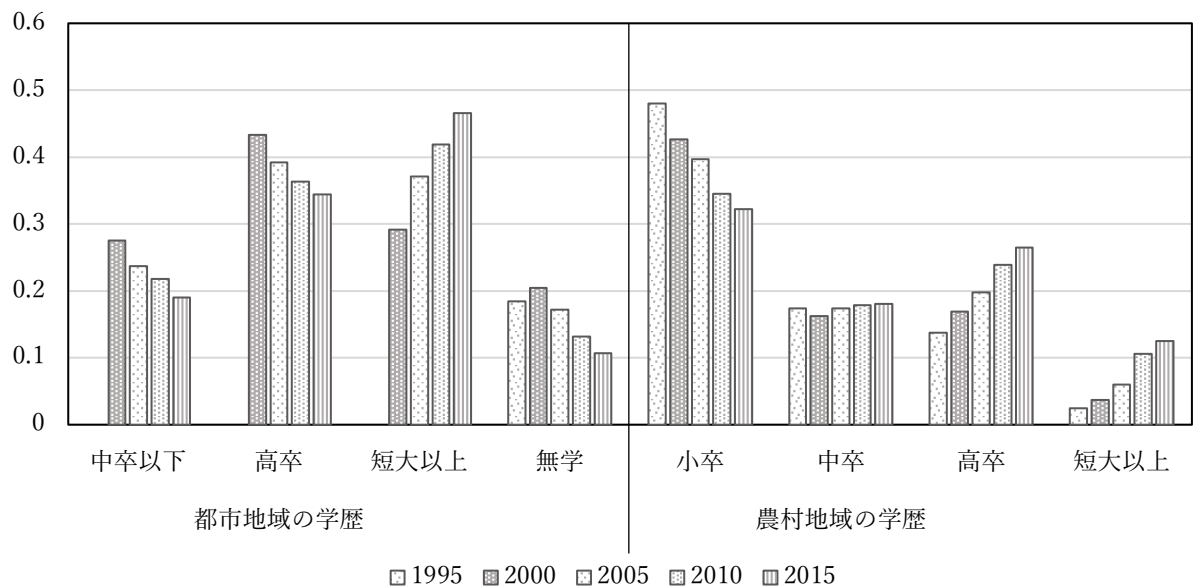


図 1-3 都市地域と農村地域住民の教育水準(全国)

出所)都市地域教育水準は統計庁の人口総調査により、農村地域の教育水準は統計庁の農業センサス(韓国名:農林漁業総調査)により筆者作成

- 1)中卒以下は小卒や中学辞退を含める。
- 2)高等教育以上は、専門学校や4年生大学、修士修了、博士修了を含める
- 3)都市地域教育水準の調査対象は15歳以上年齢である。
- 4)農村地域の教育水準の調査対象は20歳以上年齢である。

現在の60代以上は戦争経験世代であり、教育に恵まれなかった世代であるため、無学の者が多い。このように教育水準の問題によって、地元住民は作成することが困難である。その理由は、書類作成の難しさと複雑さである。農村にかかわる支援は主に、「農林畜産食品部」「農業技術センター」農業経営体が中小企業である場合には「中小企業庁」の支援も受けることが可能であり、法人によっては、ほかの部署から支援を受けることも可能であり、事業計画書を書いて、各種書類と提出する必要がある。しかし、このような書類は自分で作成する必要があり、作成したとしても高いレベルの文章ではないと、審査段階でおちる可能性が高いため、ある程度の教育水準や知識が必要である。近年では、教育水準が統計的には上昇中であるが、地元住民の教育水準が上昇したわけではなく、帰農者の流入によるとみられる。

教育に関しては密陽市も同じ状況である(図1-4)。密陽市のデータの年齢区分を15~49歳を青年層50~64歳は中年層65歳以上を高年齢層として3段階に示した。年齢ごとの比重を確認すると、無学以下では、65歳以上が非常に多いことが特徴である。この学歴水準は、

年齢が低くなるほど上昇している特徴を持っている。

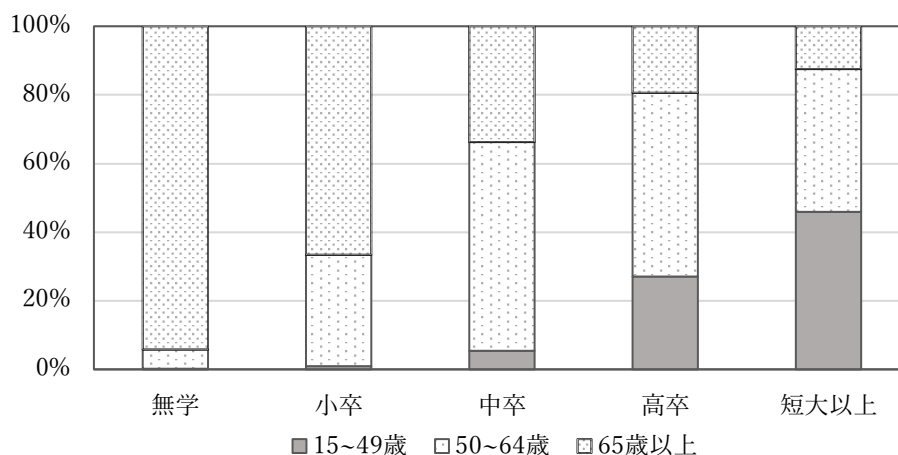


図 1-4 密陽市の農業従事員の教育水準割合

(出所)統計庁の農業センサス(2015)(韓国名:農林漁業総調査)により筆者作成

1)短大以上は、大学や大学院などを含める。

所得の側面から確認すると図 1-5 のように、学歴水準が農業所得に影響があることを示している。注目するところは、高卒の項目である。学歴ごとに所得は増大するが、農業所得の上昇の限度は高卒までと考えられる。短大以上では 120 万₩以下の層が増加するなど、逆に農業所得が減少する現象が現れる。これは、教育水準が高いほど農業に限らず、兼業などの活動を通じて所得を確保し、営農活動は自給自足に焦点を合わせたと考えられる。

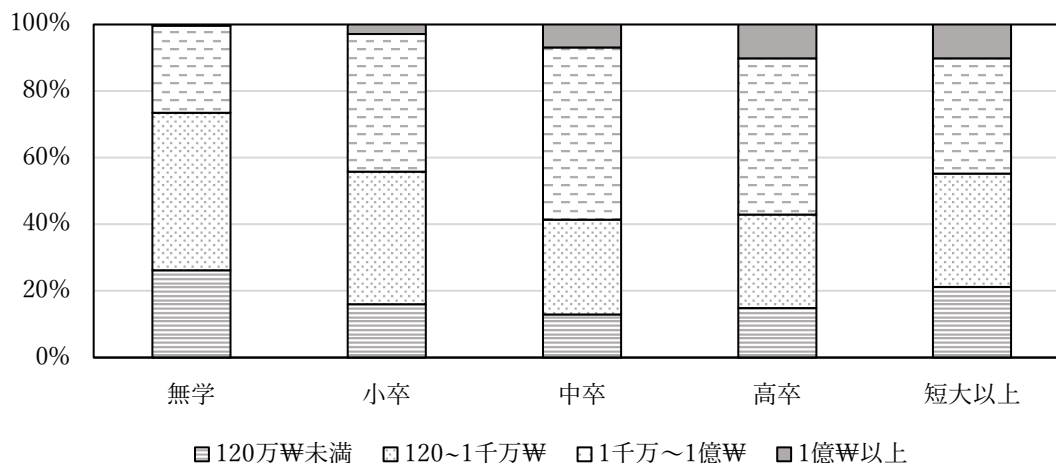


図 1-5 教育水準水準による農業所得割合

(出所)統計庁の農業センサス(2015)(韓国名:農林漁業総調査)により筆者作成

1)短大以上は、大学や大学院などを含める。

第3節 小活

本章では、農村地域における問題点について考察をおこなった。農村地域の問題の要因は農村人口の流出にある。人口流出の結果、残された者は都市地域に移住する能力が低い層であった。取り残された者が年齢を取ったすえに現在の高齢者になった。高齢者の問題は、儒教文化などによって子女の被贈で生活を送る場合が存在する。これによって高齢者は農地があっても農業効率が低い状況であり、悪影響は農村地域だけではなく、子女が居住する都市地域へ経済的負担になる。それを解決するため政府は多様な政策を推進しようとしても効果的ではない理由としては、農村地域教育水準の低さにある。地元住民は新たな農業技術の必要性を感じないため、肥料や物資支援などが主な農村支援になっている状況である。また、高齢者の増加による空き農地の増加も続いているが、では非農業者の農地所有が簡単であるため、新規就農を希望する帰農者の農地確保も困難な状況である。

次の第2章では、帰農者の実態を把握する前に、政府が構想している帰農者の活用について6次産業化を用いて、帰農者と6次産業化の関係について分析を行う。

注

- 1) 統計庁(2017)『主要指標(農家経済)』の平均項目による。
- 2) 農漁民新聞(2019)『全体農地 44%非農業者所有「農業持続可能性の危機」』最終閲覧日 2019年9月7日 <http://www.agrinet.co.kr/news/articleView.html?id×no=171544>
- 2) 毎日経済(2019)『大法「相続農地、農業しなくても農地処分の義務ない」耕者有田原則例外』最終閲覧日 2019年9月7日
<https://www.mk.co.kr/news/business/view/2019/02/117099/>

第2章 帰農者と6次産業化

本章では、6次産業化と帰農者の関連性について考察を行う。まず、新たな担い手として期待される帰農者の増加原因と基準を把握する。続いて、帰農者の増加と同時に注目されている6次産業化について、導入背景や関連事業など流れを説明し、認定制度と支援政策、現状を確認することで、帰農者と6次産業化の関係について明らかにする。

第1節 帰農者の増加原因

近年、帰農者が急増しており、農村地域の新しい担い手として期待されている。帰農者の数は社会・経済の状況と関連がある。大きく2回の帰農者の農村移住変動があり、1回目の帰農者ブームは1998年始まる。当時に農村地域に移住した帰農者数は6,000人を超え、翌1999年も4,000人が帰農した。これは、1997年に発生したアジア通貨危機(韓国名:1997年外貨危機)の影響であり、経済が大きな混乱に陥ったことが原因である。具体的には1997年まで失業率は2%前後で推移していたが、1998年には7%台後半まで急上昇した。この時期に解雇された人たちの一部は故郷と関連がない農村地域へ移住して、農業で所得を確保しようとした。つまり、帰農者の大半がUターン帰農者であった。発展途上の経済にとって、農業や農村は景気変動のバッファとして機能していたのである(図2-1)。

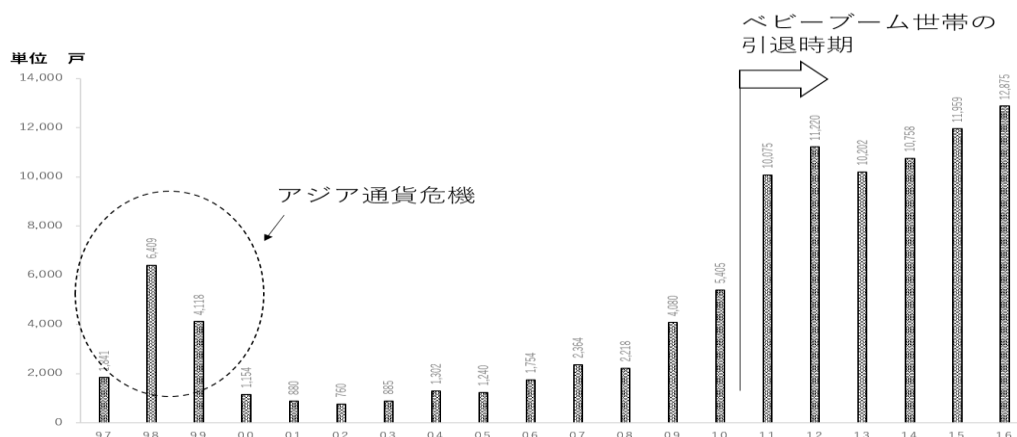


図2-1 帰農農家数推移 (1997~2016年)

(出所) 農林畜産食品部と統計庁の資料により筆者作成

- 注 1)1997年から2009年までの資料は農林畜産食品部の資料である。
2)2010年から2016年までの資料は統計庁の資料である。

2000年以降に経済状況が回復すると、帰農者数も落ち着いてきたが、2000年台後半から再び帰農者が増え始め、とくに2011年以降は毎年1万人以上が帰農するようになった。このころよりベビーブーム世代、つまり、教育に恵まれなかった戦争世代ではなく、教育や社会経験が豊富な戦後世代の退職が増え始め、その後の所得を確保するため帰農を選択する人が増加している。朝鮮戦争後の1955年から1963年に合計特殊出生率が3.0以上と高く、このとき生まれた人をベビーブーム世代とよんでいる。この人たちの年齢が40代後半から50代となり退職者が増えてきた。ただし、退職時期などの労働慣行は日本と韓国とで異なることに注意する必要がある。統計庁の経済活動人口調査(2016)によると、仕事を完全に辞める年齢は平均して71.1歳である。しかし、企業を退職する年齢はそれよりもっと早い。2016年から60歳定年制が義務化され、その施行は段階的に進んでいるが、早期退職の慣行があり、定年まで同一企業で働く労働者は少なく、40代後半から50代前半で会社を辞める人が多く、韓国ではこの退職の形を「名誉退職」と呼ぶ。雇用労働部(2017)のデータから平均すると51.6歳で退職している。年金受給年齢までは所得がなく、また受給年齢になっても少額で、所得が不安定であるため、農業や自営業に活路を見いだす人が少なくない。

帰農者は中高年ばかりではない。「経済活動人口調査」(2016)によると、帰農者のうち30代以下は26%~27%前後で推移している。これは、若年層(15歳~29歳)の失業率が2016年現在9.8%と高く、アジア通貨危機当時の水準に近く、雇用不安が帰農者を増やしている側面もあるが、それだけではない。農林畜産食品部が2016年に実施した「帰農帰村実態調査」によると、帰農した理由として、実家の跡継ぎをあげた人は4.8%しかいなかった。つまり、ほとんどの帰農者はIターンもしくはJターンでの新規就農者である。一方、帰農の理由として、良好な自然環境を求めることをあげた人は29.4%、都市生活からの逃避をあげた人は14.7%である。したがって、若年層は、農業を所得拡大の手段として帰農するというよりは、農村生活のもつ安らぎや癒しを重視している。

帰農者の増加要因には、単なる社会・経済的環境の変化が要因になっただけではなく、中央政府の政策とも関連がある。1980年代から1990年代までの農業・農村政策は専業農家に対する農業支援が中心で、帰農政策は農業労働力の確保という目的でわずかに行われていたにすぎなかった。アジア通貨危機が発生すると、政府は帰農政策に力を入れるようになった。失業者の増加に対応する必要があったからである。2010年代になると帰農政策

の性格が変化してきた。ベビーブーム世代の退職者の増加を背景に、彼らを農村地域のリーダー農家として養成しようとしている。

帰農を支援する機関は農林畜産食品部、雇用労働部(日本の労働省に相当)、自治体の三つである。農林畜産食品部では帰農者に対する就農アドバイスなどを行っている。たとえば、帰農する地域の選定や作物選択などの相談にのっている。また、農地や住宅購入の費用の支援も行っている。このような事業を総合的に管理するため、帰農帰村総合センターが設置され、インターネットを活用したオンラインの農業技術講習と現場の農業実習教育も行われている。オンライン教育は理論的な講義が中心になるが、実習教育は段階ごとに実施し、農業技術が確実に身につくようにしている。このような課程を100時間以上受講した者に限って、就農支援および住宅購入支援が受けられる。これらの支援は中央政府が全国一律で行うものであり、農村地域に2年以内に移住する予定者、または農村地域に移住してから5年以内で65歳以下の者に対する支援である。就農支援では、農地や農業機械などの営農基盤、食品加工施設や設備の購入費用に対し、1世帯あたり3億 円 を限度に融資が受けられる。住宅購入支援では、農村地域にある空き家の購入や住宅の新築に対し、1世帯あたり7,500万 円 を限度に融資が受けられる。どちらも金利2%、償還期間は5年措置、10年元金均等分割償還である。市中銀行の一般的な住宅ローンでは、措置期間がなく、2018年現在の金利は5%程度であり、支援の条件は極めて有利である。

雇用労働部ではインターンシップの支援事業を行っている。これは、研修期間6ヶ月の給与の50%を受入農家に支援する事業である。自治体での帰農帰村支援政策は、住宅建設や帰農者に対する金銭的な補助である。ただし、支援対象や支援範囲は自治体ごとに異なり、該当する施策がないところもある。

自治体レベルの帰農者支援について、調査地である密陽市では、6件の帰農者支援を行っていた。そのうち3件は密陽市からの金銭的な支援であり、残りの3件は密陽市農業技術センターからの技術的な支援である。密陽市では帰農者安定定着支援として、1世帯当たり375万 円 が支給され、営農施設の拡大費用に充当することができる。帰農者営農費支援は、稲の作付面積が0.1~0.5haの者に対して150万 $\text{円}/\text{ha}$ の営農費支援を行う。帰農者シティツアール経費支援は、密陽市に帰農を予定する者に対して、農村部を含む密陽市の全体を視察するプログラムに関して、その経費を支援する。密陽市に位置する農業技術センターからは、新規帰農者基礎営農技術教育、新規帰農者現場実習教育、帰農創業活性化教育などの講習会を実施することで、密陽市の地域特性に合わせた農業技術支援を行っ

ている。

このように中央政府や地方自治体は新規就農者である帰農者に対して講習や実習などの農業教育を行うことで従来の農家との技術的差異の縮小を図りつつ、帰農を思案している人に金銭的なインセンティブも与えている。自治体も帰農者を早期に定着させるため、農業技術の支援や金銭的な支援を行っていた。つまり、帰農者の増加要因にはベビーブーム世代の引退時期やオルタナティブなライフスタイルとして農村生活を選択することだけでなく、このような支援策も帰農を後押ししたと考えられる。

第2節 帰農者の資格要件

正式な帰農者として認定され、前述した支援を受けるためには、以下の条件が定められている。一つは、政府が定めた農村ではない場所、すなわち都市に1年以上の住民登録があり、農業を行うために農村地域に移住後、転入届を済ませた者である。なお、移住計画はあるが、未転入の場合は予備帰農者と称し、転入をしない場合では、帰農者ではなく、都市農業者の資格を得る。もう一つは、農業経営体登録が必要であり、そのために必要な資格が農業者資格である。ここでの農業者とは、農業・農村および食品産業法基本法施行令第3条の農業者の基準では、「1,000 m²以上の農地を経営または耕作する者」、「1年のうち90日以上農業に従事する者」、「農業経営を通じて農産物の年間販売金額が120万 円 以上の者」、「営農会社法人の農産物流通・加工・販売活動に1年以上継続雇用された者」の5つの項目のうち、1つ以上が該当する者が、農業者であると規定されている。新規就農者である帰農者は1年以上の農業活動や農業販売金額がないため、農業者として農業経営体に登録されるには、1,000 m²以上の農地を確保する必要がある。1,000 m²以上の農地を購入・賃借する場合は、購入予定の市や郡の役所、または面事務所(自治体内の支所に相当)に、農業経営計画書と農地取得資格証明願を提出すれば購入の許可が得られる。農地の違法転用や投機目的、農業経営が実質的に不可能とみなされる場合などを除けば基本的に許可され、日本と比較すると容易に農地が取得できる。農業者資格と同時に行う農業経営体登録では、農業者または農業法人の農畜産物の生産計画などが、行政機関のコンピュータシステム上に登録され、その後、各経営体に政府が管理を行うための固有番号が発行され、各種の支援が受けられるようになる。

以上のように、都市からの転入届と農業者登録の2つを充足した者が帰農者として取り

扱われる。なお、1,000 m²未満の農地取得はより簡単であり、90 日以上の農作業の要件も不要である。そうした耕作面積がごく小規模な場合は、帰村者としてみなされるため、帰農者はわざと農業者の弟子入りとか、移住前に農業を勉強や地元住民と仲良くなることはない。

第 3 節 6 次産業化の推進

(1) 6 次産業化が成立されるまでの関連事業

6 次産業化は、2013 年に国政課題として挙げられ、翌 2014 年に法律として制定された。これは、6 次産業化を推進する農業者に「6 次産業化認定」を定める根拠になる法律である。

6 次産業化に関連した事業と法律は 1990 年代までさかのぼり、金泳三政権で競争力がある農村が求められた。その理由は、1990 年初めに農漁村だけがマイナス成長をしたこととともに、農水産物の輸入開放の圧力が掛かってきたことである。農漁村の競争力の向上のため、「農漁村休養団地開発事業」「農漁村民宿事業造成事業」「伝統食品産地加工事業」など農水産業に関連する産業の振興を図るため法律の制定を行った。2000 年代に入って、「緑色農村体験村事業」を実施した。この事業は都市と農村の交流を通じて農村に活気を取り戻し、都市と農村の相互利益を提供する観光を中心とした事業である。この事業はすでに終了して、6 次産業化の観光・体験関連の事業に引き継がれている。

2003 年になって農政は「国家均衡発展」を課題として、従来の発展中心の農政と比べて大きく変化した。盧武鉉政権(2003 年～2008 年)は、均衡的な発展を目指すことで多様な法律が制定された。その代表的な法律は、「農林漁業者の生活水準の向上および農林漁村地域の開発促進に関する特別法(2004)」である。この法律を根拠として地域戦略産業育成事業と郷土産業育成事業が施行可能になり、「都市と農漁村間の交流促進に関する法律(2007)」が制定されたことで、休養村指定によって「食品衛生法」に関する特例が適用できるようになった。以前、休養村の農業者は現場で食品を提供する場合、加工業に分類されたため、備えるべき施設、建物の位置・素材・構造などが厳格に制限されていた。この特例によって、緩和された基準で施設の追加または建物構造の改造をしなくても営業施設設置基準を満たすことが可能になり、加工業者に頼らず農家が主体になる、食品加工ができるようになった。2000 年代の後半の李明博政権(2008 年～2013 年)は実用政府とよばれ、

行政区域別に地域政策を行った。相対的に脆弱な農村地域などを支援するために基礎生活圏を設定した。基礎生活圏とは、日本の定住自立圏と類似する概念であり、農村地域の住民の生活の質の向上を図った。農村地域には第1次産業を、都市地域に第2次産業、第3次産業を中心に共同マーケティングを行っていった。つまり、都市と農村の地域間連携による産業振興政策であり、6次産業化と類似したものであった。2008年には「食品産業振興法」が制定されることで、農村の食品名人を認定したり、伝統食品の品質の標準化を行ったりして、農村産業の育成を図った。このような事業を通じて食品の品質を認定することで、消費者の信頼を獲得する方向に変化した。

2010年代は6次産業化を本格的に進展させた時期である。2011年に「外食産業育成事業・伝統発酵食品育成事業」が開始された。これによって多様な食品産業の育成が可能になり、産業と農村との連携が強化され、中小企業庁は「農工商融合型中小企業事業」という事業を始めた。これは日本の「農商工連携事業」と類似した概念であり、大企業ではなく中小企業と農業者を融合化させようとした事業である。ただし農工商融合中小企業事業は日本の農商工連携事業のように法律的根拠を持ってなく、既存の法律を解釈して事業の一つとして活用され現在は6次産業化支援事業として含まれようになった。

2013年になって、朴槿恵政権では、6次産業化の必要性に対して議論が行われた。とくに、韓国の実情に即した6次産業化モデル開発が必要であるとキム・テゴン(2011)が主張し、6次産業化など農外所得に関連した研究が進められた。新政権の発足と同時に、農林畜産食品部が主導して6次産業化を推進している。6次産業化を成功させるためには、単なる「事業」の一環として支援することではなく、農業者を後押しできるように法的根拠が必要である(キム・ヨンリョルほか、2013)。そこで、2013年7月、6次産業化活性化対策を農林畜産食品部が発表し、翌2014年5月に「6次産業化法」が国会を正式に通過して、6次産業化の推進のための法律的土台となった(表2-1)。

表 2-1 6次産業化導入までの支援事業の流れ

年代	韓国の事業
1990年代	'89 漁村休養団地開発事業 '91 農漁村民宿事業造成事業 '93 農漁村構造改善事業 産業育成事業 産地加工事業 '97 地域特化品目産業育成 '99 地域特化振興事業
2000年代	'02 緑色農村体験村事業 '04 地域特化発展特区 '05 地域戦略産業育成 '07 郷土産業育成事業 '10 商融合型中小企業育成
2010年代	'11 外食産業育成事業 伝統発酵食品育成事業 農工商融合型中小企業事業(中小企業庁) '14 農村融複合産業育成および支援に関する法律(6次産業化)

(出所) 農林畜産食品部の資料により筆者作成)

(2) 6次産業化の政策

2013年に、6次産業化政策が開始されたのは、「農業・農村および食品産業基本法」の14条に基づいている。ここには「農業の持続可能な発展と農村の均衡ある開発・保全および食品産業を含めた農業関連産業育成のため、5年ごとに農林食品部の長官は農業・農村および食品産業の発展計画を立てる」と定められており、農林食品部が新しい5か年事業計画として農政課題を発表した。具体的には「1. 食品産業の未来成長産業化」「2. 誰でも住みたくなるような福祉農村建設」「3. 農家所得の増大」「4. 安全な農産品の安定的な供給」「5. 農畜産物の流通構造改善」の5つの課題である。農業や食品産業を未来成長産業として位置づけ、6次産業化と情報通信技術(ICT)・バイオテクノロジー(BT)産業を結びつけることで流通網や農畜産物の需給管理の高度化を図り、より安全な食品を供給するとともに農村福祉まで考慮に入れることが計画された。しかし、韓国の市場規模は日本より小さいため、6次産業化による商品の販売先は国内にとどまらず、輸出も目指している。農林畜産食品部は、2017年までに売上高100億₩以上の6次産業化主体を1,000か所以上育成することや、毎年5,000人以上の雇用創出など具体的な目標を提示した。ただし、6次産業化に関する統計がないため、現場の成果は捕捉できない状態である¹⁾。

6次産業化の基本概念は日本と同じであるが、6次産業化支援を受けるためには、6次産業化支援法を利用する必要がある。この法律の正式名称は6次産業化を農村融複合産業化とも呼ばれている。ここで融複合とは、融合と複合の単語を合わせたもので、複合した2つの産業を融合化させ1つの産業化にするという意味である。つまり農村融複合産業は、農村で行われる2つ以上の産業が融複合化されることと解釈され、法律としては第2条3項に「農村融複合産業とは、農業者又は農村地域に居住する者が、農村地域の農産物・自然・文化などの有形・無形の資源を活用して、食品加工などの製造業、流通・観光などサービス業、およびこれに関連した財貨または用役を複合的に結合して提供することで、付加価値を創出するか増加させる産業である」と定義されている。つまり、支援を受けるためには①農産物の加工、②農産物・加工食品の販売、③農村観光の3つの事業のうち、2つ以上の事業が組み合わされることが必要とされる。

(3)6次産業化の法律上の限界

6次産業化法における「農村」とは、「農業・農村および食品産業基本法」第3条第5号に従うものをいう。ここでの「農村」の法律上の定義は、「邑・面²⁾の地域、またその地域の農業・農業関連産業・農業人口および生活条件などを考慮して農林畜産食品部の長官が告示する地域」であり、農業には、耕種農業や畜産業のほか林業を含めている。これを解釈すると、6次産業化政策には、漁村や水産業が正式には含まれない。その理由は、現在水産業は農林畜産食品部の管轄ではないからである。2008年、行政府縮小政策によって、水産業は農林水産食品部の管轄となったが、朴槿恵大統領の選挙公約で、水産業の復興と海洋領土主権問題に専門的に対処するために海洋水産部が復活した。漁村や水産業が6次産業化に含まれないのは、海洋水産部と農林畜産食品部の間の縦割り行政が一因である。

17の行政府は独立しており、予算の運用はその行政府の管轄事業中心で行われている。海洋水産部は、別の法律として「漁村特化発展支援特別法」を農林畜産食品部より2か月遅い2014年8月に国会を通過させた。その第1段階として、6次産業化事業を2014年から2015年までの2か年モデル計画として実施し、現在は第2段階として、3か年モデル計画を推進中である。

漁村を除き、国が指定した農村地域で居住する者だけが6次産業化の認定と法的権利を受けられることができる。したがって、6次産業化の支援対象は「農林畜産食品部の所管の農林者」に限定される。同法8条によると、「農林畜産食品部長官は、農業者などの申請を

受け農村融複合産業の事業者として認定ができるが、地域を代表する農村融複合産業育成など大統領令として必要とされる場合には、農業者等を含めて共同で申請ができる」とある。つまり、地域を代表する農村融複合産業でないと、外部の者または関連して事業を行っている者と共同で認定の申請ができない。そのため、農村に居住をしない第2次・第3次産業者は参加しにくい構造である。

(4) 6次産業化の現状

6次産業化や認定に関する統計は公式的に集計していない。しかし、ファンデヨン(2017)の6次産業化研究に関する基礎実態調査は存在する。この研究では、6次産業化事業を経営中である農家9,033戸の事業体を対象として調査を行ったデータであるため、データの信頼性はあると考えられる(表2-2)。

表2-2 6次産業化表本調査の応答者特徴(2014年)

区分	事例数	%	
全体	9,033	100	
年齢	30代以下	32	0.4
	40代	470	5.2
	50代	2,283	25.3
	60代	3,115	34.5
	70代以上	3,132	34.7
教育水準	中卒以下	5,833	64.6
	高卒	2,689	29.8
	大卒(在学中)	466	5.2
	大学院(在学中)以上	43	0.5
帰農帰村 経験	はい	1,189	13.2
	いいえ	7,844	86.8
後継者有無	ある	1,311	14.5
	ない	7,722	85.5
農業の 経営年数	10年未満	399	4.4
	10~20年	1,061	11.7
	20~30年	1,312	14.5
	30年以上	6,261	69.3
6次産業化 開始年度	5年未満	421	4.7
	5~10年	1,033	11.4
	10~20年	2,961	32.8
	20~30年	1,698	18.8
	30年以上	2,921	32.3
6次産業化 業態	農産品加工	4,145	45.9
	直売場・直販場	1,100	12.2
	直接取引	7,742	85.7
	農家食堂	716	7.9
	農家民宿	295	3.3
	体験・観光	190	2.1
	その他	1,260	13.9

(出典) 「農食品6次産業化基礎実態調査研究」の資料より筆者作成

注) 1) 業態は重複回答である。

調査によると、2014年現在、6次産業化を推進している農家の69.2%が60歳以上であることが確認できる。60歳以上が多いことは教育に恵まれなかった戦争世代であるため、中卒以下の低学歴が中心になっている。

6次産業化の推進時期についても、6次産業化の法律が制定される以前、10年前から推進してきたことも確認できる。すでに6次産業化の概念のように、農業者が自ら販売や加工を行っていたことである。現在6次産業化の形で営農を推進している者の主な販売方法では、直販売(85.7%)である。韓国での直販売は、日本のように道の駅や販売場などを設けて販売する場合は少ない。写真2-1のような道端販売が一般的である。この販売は不法であるか、道端販売に対する手入れを実施する場合、農業者の所得が減少するため、慣例的に認めている状況である。

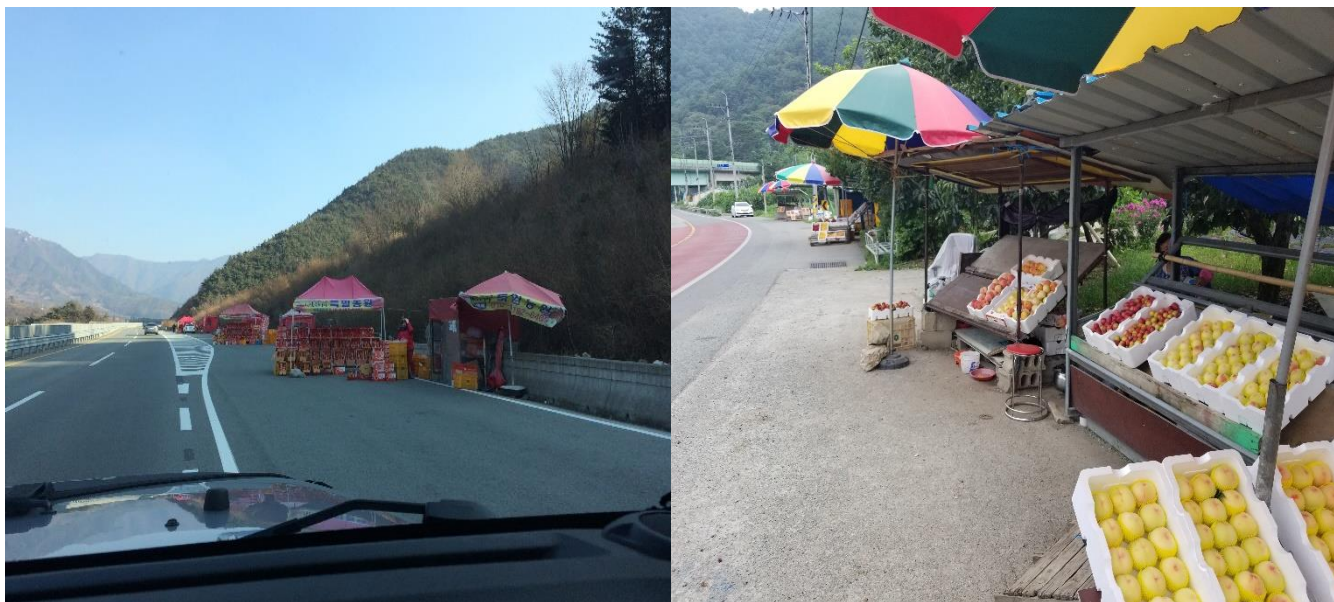


写真 2-1 密陽市における道端販売

出所 2018年11月(左)と8月(右)に筆者撮影

(5)認定制度と支援政策

6次産業化事業は認定制と呼ばれ、6次産業化を進行中である者、または既存事業として進行中である者が認定を受け、支援政策の申し込みが可能になる。事業の内容は付加価値の創出事業に限られるが、具体的な事業の提示がなく抽象的である。申請の資格は最近2年間の事業成果があること、農産物の輸入に対処できること、大企業の製品と競争可能な新しい付加価値を創出できることである。申請の際の事業計画書には、推進事業の名称、事業者の名称、事業の方向、事業の概要、財源調達計画および農産物の輸入対処、付

加価値創出の可能性などが含まれ、自治体 6 次産業化支援センターで認定をもらうことになる。審査基準は、客観的な点数制となって示されている。適合性 15 点、革新および競争力 30 点、発展可能性 20 点、地域と連携性 25 点、事業成果 20 点の合計 100 点のうち、審査点が 70 点を超えることが認定基準である。6 次産業化支援政策は非認定事業者でも、各事業の条件を満たした農業者の場合は申請ができる(表 2-3)。

表 2-3 6 次産業化審査内容と点数

審査項目	配点	審査内容
適合性	15 点	経営主の 6 次産業化理解度及び適合性
革新および競争力	30 点	商品差別性、商品競争力
発展可能性	30 点	事業別投資計画及び実現可能性
地域農業と関連性	10 点	地域農業および社会との連帯協力程度
事業成果	15 点	経営体の売上高増加率(10 点) 経営体の雇用増加率 (5 点)

非認定事業者は、既存事業より優れたアイデアがあるとき例外的に認められる。認定事業者には支援事業者の審査で非認定事業者にはない加算点が付与され支援事業者に選抜される。加算点の基準はマニュアルにしたがい、加工施設・衛生・労働力・経営の状況など、各項目別に基準が設定されている。6 次産業化の認定を更新するためには、5 年間平均売り上げが 1%以上増加した事業者に限られている。

2016 年の 6 次産業化の全体予算は 827 億 W であり³⁾、6 次産業化団地調整(45 億 W)、商業から事業活性化まで段階別支援(43 億 W)、販路などの基盤構築(47 億 W)、農村観光(119 億 W)、中国輸出有望品目育成(34 億 W)、コールドチェーン構築(33 億 W)、ハラル市場開拓(95 億 W)などで構成されている。支援事業の主な内容は、金融支援として、6 次産業化融資資金、施設、装備購入および改築資金最大 30 億 W (2%3 年据置 7 年償還)、運営資金 3 億 W (2%、2 年据置)があげられる。コンサルティングとして、新製品開発・事業化などのアドバイスおよび農産物総合加工センターを通じて試製品生産支援などがあり、流通・販路支援として、消費者販売促進や流通専門家の助言、インターネットモール入店支援がある。その他にも認定を受けた場合、認定事業者の表示が可能でマークを製品につけることができる(写真 2-2)。



인증번호:
인증기간:



写真 2-2 6次産業化認定マークと使用例

出所 (左)農林畜産部、6次産業化紹介ページ(右)6次産業化聞き取り調査時、筆者撮影

全体的な支援政策は、2016年現在、表 2-4 によると 6次産業化支援政策は全体で 219 の支援政策があり、17 の行政府と 16 か所の広域自治団体がそれぞれ事業を展開している⁴⁾。事業の特徴は、ソフト的支援より施設整備などのハード的支援が中心で、予算は融資より国費支援などが多い。支援金は国費のみの場合と国費に加えて地方費が受けられる場合がある。国費は事業の規模と大きさに関係なく、各事業別の予算の範囲で全国一律的に予算が支給される。地方費は広域自治団体ごとに予算規模の差はみられるが、同じ広域自治団体内では同じ金額が支給されている。支援部局には農林畜産食品部に加えて産業通商資源部の傘下機関である中小企業庁なども含まれ 17 の行政部が 6次産業化支援政策を推進中である。

表 2-4 6次産業化支援政策

	計	金融	コンサル テイング	教育	輸出	R&D	認定	施設 支援	マーケ テイング	体験 観光	地域 開発	
	計	219	17	23	9	26	25	18	38	39	20	4
農林水産食品機関	農林畜産食品部	24	1	2			8	5	2	3	3	
	農村振興庁	6						4		2		
	山林庁	8		1	1			2	3	1		
農林水産食品傘下 委託機関 (準政府機関)	韓国農水産物 流通公事	47	4	11	1	15		1	13	2		
	韓国農漁村公事	5			1				1	3		
	農林水産食品 教育文化情報院	2			1				1			
	農林水産食品 技術評価院	4					4					
	農業技術実用財団	12		2	1		5	3		1		
	農業政策資金管理団	1	1									
産業通商資源部	中小企業庁	24	4	4	3		11	1		1		
	韓国発明振興会	10					3	2	5			
その他	韓国食品研究院	2		1			1					
	韓国食品産業協会	2				2						
	農業中央会	8	2						3	3		
	山林組合中央会	2	1			1						
	韓国馬事会	3			1	1				1		
	食品医薬品安全処	1						1				
	自治団体(16か所)	58	4	2		7	1	3	21	14	5	1

出典:農林畜産食品部の資料より作成

このように6次産業化は複雑であり、事業との関係性がうすい行政府まで6次産業化支援事業を行う理由は、予算活用に問題があると考えられる。1年の国家予算の全体を国会で議決すれば企画財務部(財務省と同じ機能)は各行政政府に予算を割り当てる。各行政政府は割り当てられた予算をある程度自由に使用できる権限をもつが、予算の執行の妥当性や適切性が求められ、国政監査院または国会の監査を受ける必要がある。また、当該年度に予算が余ると次年度は削減されることになるため、割り当てられた予算は当該年度で使い切ろうとする傾向がある。各行政政府は年度末になると予算を消化するために緊急性や重要性の低い事業を執行する。このため各行政政府は予算を使い切るためには、少しでも関連した事業に予算を確保しておこうということになる。6次産業化が新たな事業として公布されると、各行政部はとりあえず自己に関われるようにしたため、広範な行政政府で6次産業化の事業を行うことになったと考えられる。

ただし、6次産業化の認定書類には農業経営体証明書の提出が必要である。農業経営体証明書には人的事項および家族関係なども含まれる。農業経営体証明書を所持する農業経営体は、すでに政府統合電算システムに登録されている。そのため1つの農業経営体が2つ以上の機関から支援事業を重複で受けるのは、不可能な仕組みになっている。

日本の6次産業化の政策に対して「『6次産業化に関連されて政策メニュー化できれば予算化しやすい』という風潮・背景があることしたら、それは大きな問題である」という指摘に関し⁵⁾、韓国も同一機関の複数の傘下機関で政策の内容が同じ場合も多数みられる。たとえば、農林畜産食品部の「農村資源複合産業化支援事業」とその傘下機関である農村振興庁の「農業者小規模創業技術師範事業」の政策は事業の類似性がある。支援事業の内容は加工を中心とした製造加工施設の創業支援であり、団体に補助する支援金額も全体事業の費用を国費50%地方費50%で支援することで同じ内容である。この事業以外にも農林畜産食品部と広域自治団体ごとに類似事業が展開中である。6次産業化は、必ずしも新しい政策とはいえ、調査の結果、表2-5のように219の支援政策のうち新規に開始されたものは20事業にとどまる。新しい事業の内容は「6次産業化集積化団地調整」「農村共同体活性化支援事業」「観光列車連携伝統食品体験旅行事業」などである。それ以外の199事業は、以前から進行中であった農外所得に関する事業を、6次産業化の政策に取り込んだ形になっている。

しかし多すぎる支援事業によって、実績を上げるためには有望な応募者を確保する行政府間の競争が過剰になるという指摘もある。キム・ソンフンほか(2014)は現場と合わない支援を行政府の勝手な解釈で農業者に不要な支援を行っていることを指摘し、管理監督ができない広域自治団体の恣意的な予算使用も指摘した。行政府は、少しでも自分たちの事業領域に関連した事業であれば予算化することができるためはないかと考える。そのため6次産業化支援事業は重複している事業の削除や簡略化が必要であり、支援事業の体系的な予算の管理が必要と考えられる。

表 2-5 6次産業化支援政策の既存事業分類

行政府		農林水産食品機関			農林水産食品傘下委託機関(準政府機関)					
機関名		農林畜産食品部	農村振興庁	山林庁	韓国農水産物流通公事	韓国農漁村公事	農林水産食品教育文化情報院	農林水産食品技術評価院	農業技術実用財団	農業政策資金管理団
計	109	24	6	8	47	5	2	4	12	1
新事業	10	4	1	2	3	0	0	0	0	0
既存事業	99	20	5	6	44	5	2	4	12	1
行政府		産業通商資源部			その他					
機関名		中小企業庁	韓国発明振興会	韓国食品研究院	韓国食品産業協会	農業中央会	山林組合中央会	韓国馬事会	食品医薬品安全処	自治団体
計	110	24	10	2	2	8	2	3	1	58
新事業	10	0	0	1	1	2	0	0	0	6
既存事業	100	24	10	1	1	6	2	3	1	52

出典:農林畜産食品部の資料より作成。2013年以前の事業は既存事業に分類した。

第4節 小活

本章では、帰農者の増加要因と資格、6次産業化の推進と現状について考察を行った。

6次産業化支援制度導入以前から、農業者自ら加工や販売を行うことで、すでに6次産業化概念のような活動を推進中である。それが可能になった理由としては、専業農家の比重が高く、農閑期の所得源を探すため農業者自ら所得源を開拓した結果である。しかし、都市経験がない農業者は昔の販売方式や加工を固執し、新しい技術などを導入しないことが確認できる。

6次産業化支援政策の推進は、高齢者農業者を対象にした支援事業ではないことが推測できる。なぜなら6次産業化は成長可能性が高い営農経営体に認定を与えることで、各種支援を審査に加算点を付与される。この制度を十分に活用するためには、事業者自ら支援書類などを作成する必要があるが、中卒以下の高齢者にとって難しいことであり、ある程度の教育水準や社会経験がある者が受ける支援政策に近いためである。そのため、政府は6次産業化支援政策を設け、比較的に高教育水準の帰農者を対象とすることで、既存の在来式の6次産業化から、農村地域の産業高度化を図るため帰農者を活用していると考えられる。

注

- 1) 日本は2010年から6次産業化に関連した専用統計を活用中である。
- 2) 邑と面は行政区域であり、邑は日本の町に相当し、面は日本の村に相当する。都市と農村地域(邑と面)を束ねた行政区域は都農複合市と呼ばれ、農村と都市の機能を同時に持っている。
- 3) 農林水産省「平成28年度6次産業化支援対策の予算概算決定の概要」平成27年12月によると、日本の6次産業化予算は24億円(240億₩)である。農林畜産食品部「報道資料―農林食品部‘16年予算および基金14兆3,681億₩ 確定」
(<http://www.mafrago.kr/>)(最終閲覧日2016年11月24日)
- 4) 広域自治団体は韓国の地方自治団体の種類である、特別市、広域市や道、特別自治市、特別自治道が18か所あり、それらを包括的に示す用語である。広域自治団体は政府の直轄所属である。
- 5) 櫻井(2015:29)による。

第3章 帰農者の特徴と地元住民との関係

本章では、帰農者の実態を把握するため、帰農者の特徴と地元住民との関係について考察を行う。把握したデータから、帰農者の前住地と、どのような過程で帰農を実施するかを明らかにした上で、帰農者の特徴別に地元住民との関係を比較し、帰農者と地元住民との関係を明らかにする。

第1節 帰農者の前住地と特徴

(1) 帰農者の前住地と所得

調査対象者の前住地は、ソウル特別市が8人、釜山広域市が8人、蔚山広域市が3人であり、健康のため、都心地から郊外に移住した1人を除いて帰農者は大都市から移住している。一方、密陽市の出身者は3人とどまっている。したがって、ほとんどの帰農者は農業経験がない都市生まれのIターンもしくは農村出身者であるが他農村に移住したJターンであり、生まれた農村に戻ってきたUターンは少なく、日本のように実家に戻って農業を継ぐという人はあまりみられない。今回の調査でも密陽市出身の3人は、いずれも挙家離村しており、地元に戻りながらも実家の農業を継ぐのではなく、密陽市には戻ってきても、出身の面とは異なる地区に転居した。異なる地区に居住する理由としては、土地の価格が安くてやすい地域を選定したら、生まれた地区と異なる地区になったわけである。親の農地と住宅は処分して同居するか、または別居する状況であったため、家業承継による帰農は少ない状況である。また、移住時の年齢が若いほど、UターンよりJターン、さらにはJターンよりIターンの傾向が強くなる。若い人ほど農村出身者が少なく、農業の経験も少ないことを反映している。

密陽市における帰農者の所得水準は20世帯のうち15世帯で帰農以前と比較して減少した。帰農者の多数は都市生活では平均的な年収を得ていた。統計庁が発表した職種別賃金所得分布分析(2017)によると、都市勤労者の平均的な年収は50代から40代では約4,500万₩、20代から30代は約3,600万₩、60代以上は3,000万₩である。子育てが終わった50代後半になると、その他の所得を得ている人がいる。この所得は第1章で説明したように、年金と子女からの被贈である。より詳しく説明すると、現在、年金受給開始年齢は61歳であるが、国民皆年金の制度が整えられたのが1999年と歴史が浅いこともあり、

生活費を賄うのに十分でないことが多い。もちろん、その年齢に達していなければ、年金をまったく得ることができない。そのこともあり、子女から親へ一定金額を仕送り¹⁾することは儒教の影響で、今まで育ててくれた親に対するお礼として当然の慣行とみなされ、結婚した場合には、親に送る金銭とは別に、結婚した相手の親にも被贈する。このように帰農者は農外所得とその他の所得を含めて、所得の多い人もいれば少ない人もみられる。所得の多い人は兼業に頼っている人は少なく、むしろ農業から家計所得の多くを得ている人が多い。そこで、この16人の帰農者を都市勤労者の平均年収と帰農後に得ている農業所得や兼業所得、その他の所得を合算して帰農以前の年収と比較、都市勤労者平均年収と比較したうえで、年収が増加または都市勤労者平均より高い1番から6番の帰農者を「高所得帰農者」、帰農後に年収が減少した7番から16番までを「低所得帰農者」と2つのタイプに分類した。高所得帰農者は営農に対して積極的であると考えられ、帰農の理由や準備過程、地域内活動が低所得帰農者と異なることが予想される。さらに帰農生活の充足感を確認することで、帰農者と地元住民とどのような関係をもつか確認し、農村地域における帰農者の位置づけを以下で考察する(表3-1)。

表3-1 密陽市における帰農者の概要

農家番号	移住時期	移住時年齢	現在年齢	前職	移住区分	最終教育水準	年収 単位：千万₩		所得内訳 (単位：%)		
							帰農前最終年	2017年	農業	兼業	その他
1	2008	40	50	農産物流通業者	I	大卒	4	20	100	0	0
2	2013	33	38	土木公務員	I	大卒	4	12	60	40	0
3	2005	54	67	福祉園自営	J	高卒	6	10	90	0	10
4	2009	55	64	タクシー運転手	I	高卒	20	7	80	20	0
5	2002	46	62	農業公務員	U	中卒	3.5	6.5	80	20	0
6	2015	59	62	飲食店自営	U	大卒	6	5	75	0	25
7	2013	36	41	配達業者	I	高卒	4	3.5	100	0	0
8	2008	38	48	飲食店自営	J	大卒	4	3	40	60	0
9	2015	42	45	中小企業事務職	I	大卒	3.5	3	60	40	0
10	2007	30	41	車販売職	I	大卒	4	3	100	0	0
11	2016	30	32	飲食店自営	I	大卒	3.7	3	100	0	0
12	2015	32	35	車製造業者	I	大卒	3.5	2.5	70	30	0
13	2008	50	60	行政公務員	J	高卒	5	2.5	65	15	20
14	2017	58	59	放送局PD	J	高卒	4.8	2	85	0	15
15	2014	58	62	トラック運転手	I	大卒	8	2	40	0	60
16	2016	59	61	前職	J	高卒	3	1.8	50	10	40

(出所)密陽市に居住する帰農者を対象で聞き取り調査により筆者作成。

(2) 営農活動と農村生活の特徴

高所得帰農者は、前職を生かしながら事業を営んでいる。1 番の帰農者は、IT 技術を積極的に導入してキノコ栽培を行っている。部品製造の経験を生かしながら、在庫や生産管理を効率的に行っている。3-2 番の帰農者は、農産物の販売を自営で行ってきたが、現在も農業とともに農産物の流通事業を行っている。3 番と 6 番の帰農者は、元公務員であるため、政策支援に一般人より詳しい。4 番と 5 番の帰農者も、前職の経験が営農活動に影響している。4 番の帰農者は高齢者福祉のデイサービス施設を経営していたが、職業人生の後半になり、仕事を含めて自身の生活を見直すようになった。そこで施設の運営は長女に譲り、農村で暮らすことにして帰農した。とくに影響を与えたのは、その施設の活動プログラムのなかに花のガーデニングがあり、この帰農者自身も花の栽培に興味が高まり、花の園芸を開始した。5 番の帰農者はタクシー運転手であったが、都市生活に疲れたこともあって帰農した。農村地域に移住後も、その経歴を生かして個人タクシーも副業として行っており、地域住民が買い物などの所用で密陽市の中心部に行く際、無料または格安で送迎を行って地元住民との関係を深めている。

高所得帰農者は、農協出荷や縁故販売が少なく、むしろネットでの直販が多い。このネット直販では、インターネット上で注文を受け、中間流通商人を通さず農産物を宅配便で直接消費者に送付している。ネット直販は不特定多数に販売することが可能になるが、専用のサイトの開設が必要である。そのサイト開設に対して政府の支援も存在する。しかし、地元の農業者は教育水準が低く²⁾、新しいしい技術への対応ができないため、地元の農業者にはきわめて困難である。しかし、都市生活の経験があり、知識も豊富な帰農者は、従来の農協出荷や卸売市場での販売から、自ら多様な販路を開拓していることが確認できる。

低所得帰農者は中高年だけではなく 30 代の若年層にもみられる。インタビューでは、帰農することで現金収入を得ることを重視していないという回答であった。食生活に必要な農産物はある程度自給することが可能であるうえ、帰農することで有利な住宅支援に大きなメリットを感じている。また、税金などの所得控除もあるし、子女がいる場合は、農村居住者ということで高校の学費免除が受けられたり、大学入試では農漁村特別選考枠によって合格しやすいという利点にも魅力を感じている。

作目や販路についても、高所得帰農者と低所得帰農者とで、違いが確認できる(表 3-2)。低所得帰農者の場合、農業所得よりも農外所得を頼りに生活を営み、農業は自給的レベルであることが多いが、米以外の作物を販売する場合は縁故経由が多い。このような販売で

は帰農者自身が農産物を宅配便で直接消費者に送っている。顧客は都市に住んでいたときの知人であることが多く、彼らは商品の安全性や品質などの信頼性から購入している。

表 3-2 密陽市における帰農者の営農活動

農家番号	作目	経営耕地面積 単位 坪	農外活動	農産物販路				
				農協	卸売市場	直売所	ネット直販	知人・縁故
1	キノコ	1,000	-	10	80	10	-	-
2	蓮根	30000	加工工場保有	20	30	35	15	-
3	柿	12000	-	-	-	-	100	0
4	花	1,000	加工工場保有	-	-	80	20	-
5	唐辛子	800	個人タクシー	20	65	-	10	5
6	リンゴ	3000	-	5	20	-	75	-
7	棗/自給用野菜	4500	-	40	10	-	10	40
8	棗/自給用野菜	1,000	コンビニ運営	25	20	-	-	65
9	稲/畜産/野菜	2000	農家レストラン	100	-	-	-	-
10	柿/自給用野菜	4000	-	-	-	-	50	50
11	稲、畜産(牛5頭)	4000	-	100	-	-	-	-
12	稲/自給用野菜	3000	妻：塾教師	100	-	-	-	-
13	稲	3000	火災予防監視員	100	-	-	-	-
14	稲	3000	-	100	-	-	-	-
15	柿	1500	-	20	20	-	-	60
16	柿/自給用野菜	1200	個人タクシー	30	20	-	-	50

(出所)密陽市に居住する帰農者を対象に聞き取り調査により筆者作成。

(注) 1)韓国においても日本と同様に1坪=3.30㎡である。2007年から計量法によって旧来の度量衡単位は公式には使用禁止であるが、農村地域では慣習として使われている。インタビュー調査でも、調査対象全員が坪単位で回答した。

このように、帰農者がかつて都市で築いた人的ネットワークを活用するが、販売対象は限定的である。7番、8番、10番、15番、16番の縁故販売がある低所得帰農者は、知人に電話やメールで注文を受け、農産物の包装後、宅配便ですぐ送る。注文書や帳簿記録ではなく、代金の入金も十分に確認しないことも多く、互いの信頼を重視した取引である。また、継続的な縁故販売がない低所得帰農者であっても、自給用野菜が予想以上に収穫された場合は、知人に市場価格よりもはるかに安い価格もしくは無料で、それを送る場合もある。このような縁故販売は、農業所得の確保というよりは、都市に居住する昔からの友人・知人との社会的関係維持することに目的があると考えられる。帰農者は、都市生活からの逃避といっても、完全に都市との関係を断ち切って隠遁生活を送っているわけではない。

高所得帰農者の場合は、自分もっているスキルを積極的に活用することで売り上げを確保しようとし、高収益を得るため、販路開拓事業も積極的に行っている。その反面、低所得帰農者は、農業経営そのものよりも、農村での生活を重視している。所得が少なくても生活が維持できるのは、住宅支援によって、当初5年間は住宅に対する支出がないためである。また、子女の有無が所得や経営規模に大きく影響している。

第2節 帰農の準備過程

2つのタイプの帰農者の帰農準備期間は、ともに1~2年程度で大きな差はないが、帰農に際して不安に思っていたことに違いがみられる。高所得帰農者の懸念は、生産物の品質などに関わる農業技術であった。一方、低所得帰農者は、自身や家族の健康と良好な居住環境を期待して帰農し、生活インフラや住民との不和など自分たちの生活に関連したことが不安なことであった。帰農準備資金は、高所得帰農者の多数が2億円以上であり、施設投資や農地購入に充てているが、低所得帰農者の資金は少なくなく、それも住宅費用が中心である(表3-3)。

表3-3 帰農準備過程

農家番号	帰農準備期間	帰農理由	帰農地を選定した理由	帰農以前に心配したこと	帰農準備資金(単位円)
1	1年	所得のため	交通利便性	農業技術	3~4億
2	1.5年	所得のため	交通利便性	農業技術	4億以上
3	1.5年	所得のため	交通利便性	経済的不安	3~4億
4	0.5年	所得のため	自然環境	農業技術	3~4億
5	0年	都市生活の疲弊、所得のため	自治体支援	-	1億未満
6	1年	所得のため	自治体支援	農業技術	2~3億
7	1年	新しい職場	自治体支援	子女の教育	1~2億
8	1.5年	健康・休養	自然環境	子女の教育	1億未満
9	0.5年	健康・休養	自然環境	生活インフラ	1~2億
10	1年	都市生活の疲弊	交通利便性	子女の教育	1億未満
11	2年	都市生活の疲弊、子育て環境	交通利便性	生活インフラ	1~2億
12	1年	都市生活の疲弊、子育て環境	自然環境	生活インフラ	1~2億
13	1.5年	都市生活の疲弊	自然環境	帰村先住民と不和	1~2億
14	2年	田園生活への憧れ	自治体支援	帰村先住民と不和	1~2億
15	1年	都市生活の疲弊	自然環境	帰村先住民と不和	1~2億
16	2年	新しい職場	自然環境	生活インフラ	1億未満

(出所)密陽市に居住する帰農者を対象で聞き取り調査により筆者作成。

注)○は該当、×は非該当を示す。

帰農情報の入手方法や農業技術の習得方法では、2つのタイプで違いはみられなかった

(表 3-4)。帰農者はスマートフォンを活用した SNS やインターネット上の交流が積極的に行われている。とくに「カフェ」とよばれるネットコミュニティが日本より発達している。これは、インターネット上の会員制の掲示板で、そこで発言や閲覧するには実名での会員登録が必要とされる。大手のポータルサイト運営企業がシステムを提供することで、サイト管理費用はなく、掲示板の管理や運営は、話題に興味がある者の中から管理者を選出して、会員が自発的に運営している。帰農者のカフェでは、実際に帰農者の体験談や農作業のノウハウ、支援策、さらには農地の販売情報まで写真付きで投稿されることもある。そのため、帰農者は帰農情報を地元住民ではなく、カフェなどのネット上でのコミュニティを利用して、就農や農村生活に関する情報を事前に得ている。

表 3-4 帰農情報や農業技術の入手

農家番号	帰農情報の習得源			政府の農業 技術支援参 加
	地元の農業者	帰農者どうしの コミュニティー など	政府機関	
1	×	×	○	○
2	×	○	○	○
3	×	○	○	○
4	×	×	○	×
5	×	×	○	×
6	×	○	○	○
7	×	○	○	○
8	×	○	○	○
9	×	○	○	○
10	×	○	○	○
11	×	○	○	○
12	×	○	○	○
13	×	○	○	○
14	×	○	○	○
15	×	○	○	○
16	×	○	×	○

(出所)密陽市に居住する帰農者を対象で聞き取り調査により筆者作成。

帰農者にとって、農業技術の習得は重要なことである。そのため、帰農者が支援を受け
るためには、前述のように農林畜産食品部が指定する教育や技術過程を一定時間修了する
ことが条件となっている。このような支援は、新規就農者である帰農者の農業技術向上に
重要な役割を果たしている。しかし、帰農事前教育や技術支援は、帰農者が移住する地域
の農村固有の文化や環境などに関わらず、一律の技術的な教育が中心であり、実際に住む
農村地域の事情は考慮されていない。農業技術教育の講習会には、地元の農業者も参加で

きるが、彼らには自ら培った経験があるのでほぼ参加はみられない。帰農者はこの教育の場を通じて帰農者どうしの人脈を形成する。インタビューによると、所得に関係なく農業技術教育の講習会の人脈は維持されている。そのため、帰農者は移住後、農業技術に関しては、地元の農業者ではなく、農業技術センターなどの政府機関に問い合わせるか、同じ作物を栽培する帰農者と情報を交換することが一般的である。

第3節 地元住民との関係

帰農者と地元住民との関係については、帰農者の地域内外の活動の参加と共同作業や労働力雇用の実態などから確認していく。作目班³⁾とよばれる地域内の農業者組織が存在し、地元の農業者は全員が加入している。この、作目班に参加している帰農者は、Uターン帰農者や所得がきわめて高い帰農者に限られる。低所得帰農者が参加しないのは、作目班は有益な組織とは思われておらず、政府の教育支援よりは古い情報しか得られないことや、いったん参加したら、地元の農業者から必要以上に生活の干渉が増えることをおそれている。そこで帰農者は地元の組織ではなく、地域外の組織に参加する傾向がある。彼らは前述のように、サイバー空間のカフェに参加している。多様な帰農婦村のカフェがある。そのカフェは全国の帰農者が、互いに地域の現状や生活にとって必要な情報を共有する場で、帰農者は自分が就農した後は情報を提供する側に回る。さらに、ネットコミュニティで仲が良くなると、帰農者どうし、もしくは帰農準備者を家に招待することもみられ、人的な社会関係が深められる。

高所得帰農者の場合は、帰農者カフェだけではなく、地元の作目班にも参加している。しかし、地元住民であれば全員参加している地域内活動の老人会や婦人会などの住民組織や村の寄り合いについては、Uターン帰農者を除いて積極的な参加はみられない。このような集まりは農村地域の高齢化にしたがい、地元住民が年長者になる傾向があり、年功序列を重視する社会風潮が残っているため、移住した帰農者は農村地域で古くからの地元住民と交流することを敬遠している。インタビューによると、帰農者は監視されているような視線さえ感じると答えた。たとえば地元住民は帰農者の農作業やごみ捨てなどの様子がかがいがい、地元の規範に合わないとすぐに干渉することある。この干渉が正当なものであれば帰農者も理解するはずであるが、干渉した後、地元住民も咎めた内容と同じような行為をすることがあるとのことである。ところが、同じ地元住民であれば黙認されるので、

I ターン帰農者は地元住民から差別されており、理不尽さを感じている。農村は集団文化の意識が強く、帰農者が自発的に村の暗黙的なルールや集団に溶け込むことを望んでいる状況であり、集団に入り込もうとしない人に対して、排他的な行動をとる⁴⁾。しかし、I ターン帰農者は、農村地域の集団文化や暗黙的なルールに自分を合わせたり、密接な人間関係を作ったりすることに負担を感じている。ただし、帰農者は、地元住民との関係を完全に遮断している人はほとんどみられず、ある程度の距離を保つことで地元住民との不和を避けるようにしていた。この理由として、完全に断絶すると逆に悪い噂が広がる恐れがあり、余計に暮らしにくくなるからである(表 3-5)。

表 3-5 帰農者の地元組織およびネットコミュニティーへの参加

農家番号	作目班参加	地元の住民組織への参加状況
1	○	全く不参加
2	×	どちらも言えない
3	×	たまに参加
4	×	どちらも言えない
5	○	積極的に参加
6	×	全く不参加
7	×	どちらも言えない
8	×	全く不参加
9	×	積極的に参加
10	×	どちらも言えない
11	×	たまに参加
12	×	たまに参加
13	○	ほぼ参加
14	×	どちらも言えない
15	○	たまに参加
16	×	どちらも言えない

(出所)密陽市に居住する帰農者を対象で聞き取り調査により筆者作成。

注) 1)○は該当、×は非該当を示す。

地域内の共同作業や労働力雇用の実態に関して、3番のUターン農家だけが地元住民を収穫・調整などの面で雇用している。ただし、高齢化によって地元だけでは労働力が足りない実情である。そのため、地元以外からパートも雇用している。高所得帰農者のように事業の規模が大きい場合は、労働力を密陽市の都市部からパート雇用を行っており、2番と3番の帰農者はパート雇用では必要なときに労働力の確保が難しいため、一部外国人労働力も活用している。一方、低所得帰農者は帰農者どうしで多忙な時期に作業を助け合うことが行われている。10番、12番、15番の帰農者は、H面の徒歩数分内のところに居住

し、帰農者どうしで密接な関係を持つようになった。現在では繁忙期の農作業などがある程度共同で行っている。また7番、8番、9番、11番の帰農者も、地元内外の帰農者と共同作業を行ったり、都市住民の援農を受けたりしている。こうした作業は専門的なものではなく、運搬作業、収穫補助などの助け合いであるが、地元の農業者との関係はみられない(表3-6)。

表3-6 農業の共同作業と農業労働力の調達

農家番号	地域内の共同作業	農業労働力の調達
1	-	外国人雇用
2	-	日雇い雇用および外国人雇用
3	-	地元住民雇用および日雇い雇用
4	-	日雇い雇用
5	-	日雇い雇用
6	-	日雇い雇用
7	8番帰農者と一部共同作業	日雇い雇用
8	7番帰農者と一部共同作業	日雇い雇用
9	近隣の帰農者と共同作業	-
10	12番と15番帰農者と一部共同作業	日雇い雇用
11	近隣の帰農者と共同作業	-
12	10番と15番帰農者と一部共同作業	-
13	-	-
14	-	-
15	10番12番帰農者と一部共同作業	日雇い雇用
16	-	日雇い雇用

(出所)密陽市に居住する帰農者を対象で聞き取り調査により筆者作成。

帰農生活の満足度は全体的に高い傾向にある。所得水準は都市勤労者より低くても都市生活と比べ支出は少なく済むため、多数の帰農者が経済的にも満足していることが確認できた。しかし、地域住民との関係については不満が大きい。インタビューでは、Uターン帰農者を除き、C面とM面に居住する1番、2番の帰農者は、地元の農業者と意見や考え方の違いが最大の問題と指摘している。たとえば、この2人の帰農者は、居住する家と農地を購入したとき、歓迎会を開く代わりに寄付金を求められた⁵⁾。この寄付金を支払わないと集团的嫌がらせや農作業の妨害、たとえば自宅周辺の道路を農機具でふさがれることなどがある。この3人は地域発展基金という名目の寄付金をしぶしぶ支払った。しかし、その後も生活や農業活動の干渉、逆に農協の支援情報などを帰農者には教えないなど、帰農者に対する差別が存在している。1番と2番の帰農者は営農拡大が目標であったため、我慢しながら営農を継続している。

地元の外部者に対する態度の変化は場所によって異なり、H面、D面、S面は比較的都市部に近く、帰農者と地元住民との関係はそれほど悪くない状況である(表 3-7)。このような違いは、都市化の程度と関係がみられ、H面、D面、S面は比較的都市部に近く、外部の者である帰農者に対して、C面とM面よりは開放的といえる。しかし、それでも帰農者にとっては、農村地域に居住する元住民との考え方や生き方が異なり、集团的価値観を重視する農村地域の農村文化に、個人生活を重視する帰農者が適応するのは難しい。そのため、帰農者は、同じ地域に限らず、帰農者どうしで集まる傾向があるといえる。

表 3-7 帰農者の帰農満足度

農家番号	現在居住地	生活満足度	経済的満足度	地域住民との関係	
					理由
1	M	—	満足	非常に不満	寄付金強要
2	C	満足	満足	不満	寄付金強要
3	M	普通	非常に満足	不満	自分に対する悪い噂
4	H	満足	普通	普通	—
5	M	非常に満足	非常に満足	非常に満足	出身地であるため
6	C	満足	満足	満足	元勤務地であるため
7	S	満足	普通	普通	—
8	S	普通	普通	普通	—
9	S	満足	不満	普通	—
10	H	非常に満足	普通	満足	予想以上に開放的であったため
11	D	満足	普通	非常に不満	自分に対する悪い噂
12	H	非常に満足	普通	満足	予想以上に開放的であったため
13	H	満足	満足	普通	—
14	D	普通	普通	不満	意見の相違
15	H	普通	満足	非常に不満	意見の相違
16	H	普通	普通	普通	—

(出所)密陽市に居住する帰農者を対象で聞き取り調査により筆者作成。

注 1)地域住民との関係における「普通」とは特に理由がない場合で、地域住民と密接な関係を持っていることではない。

第4節 小活

以上のように、帰農者の現状は、日本の先行研究で明らかにされてきた状況とは異なり、地元住民との交流が少なく、地域独特の暗黙の規範も学習しようとししない。一方、地元住民も帰農の意義を認めるが、地元住民から先に帰農者と関係をもとうとする事もほとんどみられない。また帰農者は、所得が必ずしも高くない人もみられ、そうした帰農者は農

地を効率的に利用しているわけではない。一方、帰農者どうしで情報交換や農作業を共同で行う助け合いがみられる。こうした動きは、都市経験のある帰農者が、市場の流れを読む者が協業することで、6次産業化の展開や地域ブランド化などの農村振興の核となる可能性もある。

注

1) 子女が独立後に親に送る小遣いは、儒教の影響もあって今まで育ててくれた親への感謝として毎月一定の金額を送ることであり、子女1人あたりに年間150万 円 である(キム・キサム、2014)。既婚者の場合は婚家にも送ることが一般的である。

2) 農村地域の最終学歴は2015年現在、小卒以下が42.9%、中卒18.9%、高卒26.4%、専門学校・大学卒業以上12.5%である。都市地域の最終学歴は中卒以下19.0%、高卒34.4%、専門学校・大学卒業以上46.6%で、都市と比べて農村地域の教育水準は非常に低いことが確認できる(統計庁の人口総調査2015、統計庁の農業センサス2015)。

3) 作目班とは、居住する地域または耕地集団別に同じ作目を栽培する農家が集まって協同を通じて生産性の向上を図ろうとする産地流通の基礎組織であり、日本の農協の作目部会に近い。ただし調査地の密陽市の邑と面では、実質的な機能はあまりなく、親睦会に近い機能をもっていた。

4) 帰農者・帰村者の地域社会への影響に関する調査を行ったパクデシク(2017)によると、帰農者・帰村者は地域社会行事などに積極的には参加していないと認識している。帰農者・帰村者の地元住民との不和の主な理由として、農村社会に対する理解不足(29.2%)、村の行事不参加(21.0%)、家や土地問題(10.7%)、都市生活の維持(10.3%)、帰農者の優越感(10.1%)の順で、帰農者・帰村者の農村社会文化に対する理解が非常に低いことが確認できる。一方、地元住民は、帰農者・帰村者が村に適応するための行動を自分たちから積極的には行わないという回答が75.7%で、地元住民は帰農者・帰村者側から、村の集団文化に溶け込むことを望んでいることが確認できる。

5) 農村地域では、地元住民から地域振興や祭事の名目で寄付金を半強制的に要求することが問題となっている。法律上の規定や根拠もなく、使途も不明瞭であるが、昔からの慣習という理由で継続している。金額は地域によって異なるが500万 円 から1,000万 円 である(ニュースA、2018)

第4章 農村における帰農者の役割

本章では、農村地域の6次産業化認定者と住宅支援が目的ではない帰農者を対象として、2つタイプの農村活動と営農活動を分析し、地元住民との営農関係を明らかにすることで、帰農者の役割について解明を行う。

第1節 帰農者の農村活動

密陽市において調査対象の帰農者は、地元農業と者と比べて平均年齢が49.8歳と若く、全員が高校以上の教育を修了しており高等教育水準である。聞き取り調査によると、帰農者は、支援事業や技術講習会など政府が行っている事業の手順や過程を理解し、いつ、どのような支援があるかについても詳しい。帰農者は全員が帰農実施以前から、ネット上の帰農者コミュニティーなどを活用して情報を共有しているからである。

帰農者と地元住民との関わり合いについて、週1回以上、地元住民と交流がある場合は友好的な関係とし、1週間以上、地元住民と交流がなく、摩擦もない場合を普通の関係とした。1か月以上摩擦が持続する場合、関係悪化とした。調査の結果、良くも悪くもない普通の関係が中心であり、良好な関係にあるのは3番と13番の帰農者にとどまる(表4-1)。Uターン帰農者であっても普通の関係が多い。帰農者は地元住民に対して友好的に行動すると、自分の生活に干渉が増えると考え¹⁾。そのため、考え方や生活様式の違いから生じる摩擦を避けるため、親密な関係を築こうとしなく、地元住民も外部から移住してきた帰農者に対して警戒心を持っているため、人間関係を築こうとしない²⁾。万一、関係が悪化したら、帰農者は農村地域に特有の閉鎖的な雰囲気巻き込まれるおそれがある。その事例としては11番と19番の帰農者があげられる。彼らは、農村地域への転入時に、農村発展基金や村の祭りの費用として100万円～500万円の寄付金が求められた。それを納めなかったところ、地元住民との関係が悪化し、悪口で広められるなど、間接的な嫌がらせを受けた。地元住民と関係が深くなると、地元住民は善意の干渉が始まるし、悪化したら嫌がらせを受けるため、帰農者は地元住民との距離を置こうとする。

表 4-1 密陽市における帰農者の概要

番号	現在年齢	最終学歴	移住区分	地元住民との生活関係
1	44	大卒	J	普通の関係
2	54	大卒	U	普通の関係
3	72	高卒	J	友好的関係
4	51	大卒	U	普通の関係
5	52	大卒	U	普通の関係
6	58	大卒	J	普通の関係
7	56	大卒	I	普通の関係
8	47	大卒	I	普通の関係
9	55	大卒	I	普通の関係
10	52	大卒	U	普通の関係
11	33	大卒	I	関係悪化
12	37	大卒	U	普通の関係
13	38	大卒	I	友好的関係
14	28	高卒	I	普通の関係
15	41	大卒	J	普通の関係
16	65	高卒	U	普通の関係
17	48	修士	J	普通の関係
18	64	大卒	J	普通の関係
19	58	大卒	I	関係悪化
20	55	大卒	U	普通の関係
21	39	大卒	J	普通の関係

出所)聞き取り調査により筆者作成。

1)Uは農家出身者が、自分が生まれた地域に移住した場合である。Jは、農村出身者が故郷ではない地域に移住した場合である。Iは都市出身者が農村に移住した場合である。

2)1番～10番帰農者は契約取引がある帰農者である。このうち1番～4番は認定帰農者であり、5番～10番は一般帰農者である。11番～21番帰農者は契約取引がない一般帰農者である。表4-1～表4-4についても同様である。

第2節 帰農者の営農活動

経営耕地面積が非常に大きい1番帰農者を除くと、調査対象である帰農者の経営農耕地面積の平均は1.0haである。全国平均が1.2haであるので、規模は大きいとは言えない。しかし、粗収益は最も少ない帰農者で5,400万 円 であり、農家の平均値である3,823万 円 (2017年)を上回っている。農業所得も最も少ない帰農者で2,700万 円 であり、同様に全国平均値の2,631万 円 を越えている³⁾。このように帰農者は、経営規模や所得が平均以上の水準に達している。認定帰農者が契約取引関係を結ぶ理由としては、取り扱う農産物の量を増やして加工場の稼働率を向上させることがあげられる⁴⁾。一方、一般帰農者は、生鮮品販売の拡大を主な目的として契約取引関係を結んでいる。農産物の加工は、規格外品が発生した場合にジュースや粉末などにするといった低次の段階にとどまっている、したがって、加工施設面積は認定帰農者と比べると小規模である(表3)。

表 4-2 帰農者の営農活動

番号	主な作目	粗収益 (千万 ¥)	所得 率 (%)	農地面積(a)		加工品	加工 施設 面積 (m ²)
				経営耕 地面積	契約取 引面積		
1	蓮根	350	25	1652	16528	茶、乾燥品	1,600
2	リンゴ	70	40	165	247	酒、酢、ジュース	2,300
3	リンゴ	30	60	99	99	ジュース、飴	60
4	ナツメ	10	40	115	66	乾燥品、ジュース	330
5	リンゴ	30	60	198	66	ジュース	90
6	リンゴ	30	65	165	66	ジュース	90
7	リンゴ	29	70	165	82	ジュース	60
8	唐辛子	30	60	115	66	粉末	60
9	唐辛子	15	70	66	49	粉末	40
10	ブドウ	15	80	66	33	エキス	30
11	ラズベリー	15	55	115	-	冷凍フルーツ	30
12	稲	12	40	158	-	-	-
13	花	10	30	82	-	-	-
14	ラズベリー	10	60	99	-	冷凍フルーツ	30
15	リンゴ	9.8	50	85	-	-	-
16	ナツメ	8	80	66	-	-	-
17	ゴマの葉	7.5	85	82	-	-	-
18	ゴマの葉	7.2	50	66	-	-	-
19	稲	7	80	99	-	-	-
20	トウモロコシ	6	60	52	-	-	-
21	トマト	5.4	50	66	-	-	-

出所)聞き取り調査により筆者作成。

雇用創出の効果について確認するため、農業労働力の詳細について聞き取り調査を行った。家族のみに依存している農家は2戸にとどまり、帰農者は平均5.2名を雇用している。加工作業については、認定帰農者である1番から4番の帰農者は臨時雇用で労働力を確保しているが、一般帰農者は全員が家族労働力のみで加工を行っている。常時雇用を行っている帰農者は事業規模の大きい認定帰農者3戸と11番の一般帰農者である。11番の帰農者は、6次産業化の認定を受けることを目標として観光農園を経営しており、顧客の案内係として1名を常時雇用している(表4)。このように認定帰農者を中心に、雇用創出の効果がある程度みられることが確認できた。

臨時雇用の採用過程は帰農者全体で類似しており、多数が「人力事務所」とよばれる民間の日雇い労働者斡旋所から紹介を受けている。帰農者が人力事務所を利用する理由は、希望する日に労働者を手軽に確保できるからである。農作業の臨時雇用の賃金は日給で計算され、約8時間で8万¥前後が支給される。

表 4-3 帰農者の農場の雇用状況

番号	農作業			加工			常時雇用
	雇用人数	採用経路	家族労働力	雇用人数	採用経路	家族労働力	
1	20	★	1	12	★	-	4 人事務職 1 人事務職 5 人案内職 -
2	8	★	1	8	★	-	
3	5	●	2	2	●	-	
4	7	★	1	2	●	-	
5	5	★	3	-	-	3	-
6	6	★	3	-	-	3	-
7	4	★	3	-	-	3	-
8	4	★	3	-	-	3	-
9	5	★	3	-	-	3	-
10	5	★	4	-	-	4	-
11	8	★	3	-	-	2	1 人案内職
12	4	★	3	-	-	-	-
13	2	■	2	-	-	-	-
14	5	●	1	-	-	1	-
15	3	●	4	-	-	-	-
16	-	-	3	-	-	-	-
17	3	●	5	-	-	-	-
18	2	■	1	-	-	-	-
19	-	-	1	-	-	-	-
20	2	★	1	-	-	-	-
21	2	★	1	-	-	1	-

出所)聞き取り調査により筆者作成。

1)★は人力事務所からの臨時雇用、●は同一村内の地縁による臨時雇用、■は仲介人から雇用した外国人である。

帰農者の多数は農協以外の販路を通して収入を得ようとしている。ただし、帰農者のタイプによって販路の違いがみられる。認定帰農者は、独自のチャネルを活用している傾向があり、ネットショップを自己で運営して販売を行う。契約取引がある一般帰農者の場合は、ほぼ卸売市場で販売を行っているが、一部はネットショップに委託販売を実施している。委託販売は 8~10%の手数料が必要であり、卸売市場の手数料(4~6%)よりも高い。このように手数料が高いにも関わらず、帰農者が委託販売を行うのは価格決定権が帰農者にあるため、結果として卸売市場よりも高値で販売できることが多いようである。一般帰農者の多くは、縁故販売も行っている。この販売方式の特徴は、都市地域に居住する知人に優良な品質の商品を市場価格より安い価格で販売する。一般帰農者は、卸売市場出荷やネット委託販売する前に、厳選した商品を優先的に知人に販売する。都市生活経験がある帰農者は縁故販売を通して都市住民とのの繋がりを維持しようとし、知り合いを口コミと

して活用したという思惑もある(表5)。

表 4-4 帰農者の生産物販路ごとの販売額割合

単位：%

番号	農協	卸売市場	契約取引先に納品	ネットショップ自己販売	ネットショップ委託販売	縁故販売
1	-	-	-	100	-	-
2	-	-	-	100	-	-
3	-	-	-	100	-	-
4	-	-	-	90	-	10
5	-	50	-	-	40	10
6	-	50	-	20	20	10
7	-	-	-	30	50	20
8	-	30	-	-	40	30
9	-	40	-	-	30	30
10	-	30	-	20	30	20
11	-	-	-	40	40	20
12	-	80	-	20	-	-
13	100	-	-	-	-	-
14	-	-	-	50	25	25
15	-	-	90	-	-	10
16	-	-	80	-	-	20
17	-	80	-	-	-	20
18	10	80	-	-	-	10
19	-	20	60	-	-	20
20	-	85	-	-	-	15
21	10	50	-	-	-	40

出所)聞き取り調査により筆者作成。

第 3 節 地元農業者との契約取引関係

帰農者は前述のように、生活上では地元住民と積極的な関係を築こうとはしないが、営農上では契約取引の関係がみられる帰農者は少なくない。契約取引を行っている帰農者は、1 番～10 番である。

帰農者が契約取引を行うようになった背景として、農地を購入して自作するには費用がかさむことがあげられる。農地の売買が日本と比べて格段に自由である⁵⁾。そのため、農地は投機の対象になりやすい⁶⁾。それに加えて、密陽市では炭素系ナノ素材やバイオ医療機器など先端科学の中心地として発展させるため、2014 年に「ナノ融合国家産業団地」に指定され、具体化する計画を立ち上げた。研究機関や工場の用地や技術者や労働者のための住宅施設のために、土地が必要である。その結果、農地の売り惜しみが生じ、1 坪(3.3 m²)当たりの地価は 20 万₩～40 万₩まで高騰した⁷⁾。なお、借地による規模拡大は、帰農

者自身もしくは雇用を増やして農作業を行う必要性が生じるうえ、零細規模の圃場が点在することになり、作業効率も低くなる。したがって、帰農者は契約取引を優先する。

このような背景によって、帰農者は契約取引を通じて、リスクを減らし経営規模を拡大しようとしている。聞き取り調査によると、この契約取引では、出荷時の市況をもとに取引価格が決められる。農協出荷の単価を基本とし、1ケース当たりもしくは1kgあたりの単価を1,000₩~5,000₩割り増しして、帰農者は収穫物を買取る。

契約取引関係を明確に把握するため、調査した帰農者と契約取引関係にある地元農業者に聞き取り調査を行った。地元農業者の平均年齢は65.6歳で高齢者が多数であり、経営耕地面積は平均して、33.2aほどの零細な規模の農家である。ただし地元農業者は、このほかに10a弱の耕地で自給用作物を栽培している。地元農業者の教育水準は2人(13、16番)のみが中卒者で、残りは小卒あるいはそれ以下の教育水準しかなく、教育に恵まれなかった階層である(表6)。

契約取引を行っている地元農業者は、帰農者と同じ作目を栽培している。帰農者が同じ作目を栽培する地元農業者探したためである。前述のように、箱や重さを基準として単価を割り増しているため、契約取引には大きな影響はない。

この契約取引の結果として、所得の増加が確認される。ただし、所得の増加について具体的な記録がないため、韓国全国の平均を基準として推計を行った。その結果、所得の増加が著しいことが明らかになり、地元農業者はその点を高く評価している⁸⁾。さらに、帰農者との契約取引は、農協出荷より事務負担が少ないことも、地元農業者にとってはメリットである。帰農者は取引に伴うトラブルを防止するため地元農業者に対し、契約書などの書類を丁寧に説明している。

表 4-5 地元農業者の概要と契約取引による効果

契約した 帰農者番 号	地元農業 者番号	年齢	最終学 歴	経営耕 地面積 (a)	収穫量推 定(kg)	卸売市場納 品価格推計 (万₩)	契約栽培納 品価格推計 (万₩)	所得推計		
								卸売市 場 A(万 ₩)	契約裁 培 B(万 ₩)	増加値 B- A(万₩)
1	1	72	無学	61	10,590	2,118	2,647
	2	72	無学	68	11,805	2,361	2,951
	3	70	無学	59	10,242	2,048	2,561
	4	69	無学	60	10,416	2,083	2,604
2	5	68	無学	33	4,937	1,296	1,543	706	841	135
	6	68	無学	33	4,937	1,296	1,543	706	841	135
	7	67	小卒	16	2,394	628	748	342	408	65
	8	65	小卒	24	3,590	943	1,122	514	611	98
	9	65	小卒	49	7,330	1,924	2,291	1,049	1,249	200
	10	64	小卒	24	3,590	943	1,122	514	611	98
	11	63	小卒	24	3,590	943	1,122	514	611	98
3	12	59	小卒	66	9,874	2,592	3,086	1,413	1,682	269
	13	57	中卒	33	4,937	1,296	1,543	706	841	135
	14	55	小卒	49	7,330	1,924	2,291	1,049	1,249	200
	15	55	小卒	66	9,874	2,592	3,086	1,413	1,682	269
4	16	52	中卒	33	4,937	1,296	1,543	706	841	135
	17	70	無学	16
5	18	68	無学	24
	19	68	無学	16	2,394	628	748	342	408	65
7	20	61	小卒	14	2,094	550	655	300	357	57
	21	75	無学	13	1,945	511	608	278	331	53
8	22	72	無学	10	1,496	393	468	214	255	41
	23	73	無学	13	332	220	221	119	120	1
10	24	72	無学	16	408	271	272	147	147	1
	25	62	小卒	11	1,469	660	675	457	467	10
	26	65	小卒	33	4,406	1,980	2,024	1,370	1,401	30

(出所)密陽市に居住する帰農者を対象で聞き取り調査により筆者作成。

注 1)生産量は韓国統計庁「農作物生産調査」2018年の慶尚南道平均である。

2)卸売場納品価格は農産物流通情報「KAMIS」の2018年全国平均価格を参考にした。

3)農産物価格は箱単位で算出した。蓮根、リンゴ、唐辛子は1箱10kg、ブドウは5kgである。

以上のように、帰農者と地元農業者との聞き取り調査によって、契約取引の成果として二つの点があげられる。第1に、帰農者および地元農業者双方の所得増大である。帰農者は農協より高い価格で農産物を仕入れることで地元農業者の所得は増加する。認定帰農者は6次産業化のための加工原料を安定的に確保し、加工事業を拡大する。一般帰農者は、生鮮品を自ら選別を行うことで販売価格の上昇を図る。第2に、地元農業者に農業技術が普及することである。契約取引関係がある帰農者は契約取引関係にある農業者に、農業技術センターから学んだ知識や技能を地元農業者に伝える。高齢の地元農業者は、旧来方式

の営農に固執する傾向にある。その理由としては教育水準が関係するため、補助事業の説明会や農業技術センターに来訪することは、高齢者にとって非常に面倒なことである。そのため帰農者が契約取引による所得向上がインセンティブとなり、契約関係上訪問する帰農者から新たな技術の普及につながっている。新しい技術は設備投資を伴う場合も多い。その補助を政府から得るためには書類作成を行う必要があるが、教育水準の低い地元農業者にとってかなり難儀な作業となり、農業技術センターなどに来訪しても、支援に関する説明が理解できないため、農業技術センターなどに来訪しない。しかし、帰農者が設備導入の支援策について地元農業者が理解するように説明し、書類作成をサポートすることで、地元住民は新しい設備と新技術を獲得することが可能になるが、帰農者も契約取引品の品質向上に目的がある。具体的な例として、リンゴやナツメなどの果樹に対する農薬散布の省力化技術があげられる。旧来の方式では、水タンクを背負い、樹木1本ずつ農薬を撒布していた。パイプラインによる自動散布システムでは、ポンプ室で農薬を配合するだけで撒布作業は終了する。この技術には圃場全体に農薬撒布専用のパイプラインを敷設する必要がある。地元農業者にとって、このような新たな技術導入のハードル高く、帰農者が使用法を丁寧に説明したり、補助金の申し込みを支援することで、地元農業者への普及が進んだ。

第4節 小活

帰農者は、6次産業化を基盤とした営農活動を行い、なかには営農拡大のため地元住民と契約取引を結ぶ者も存在する。このような関係は帰農者・地元住民にとって互恵的である、契約取引を行う帰農者の役割は、農村の地域経済の担い手として位置づけられるといえる。

注

- 1) キム・テッキウ⁷⁾の研究によると、地元住民との関係に関して、口喧嘩や意見対立を経験した帰農者は全体の 52.2%、嫌がらせや作業妨害などの経験は 20.1%である。
- 2) 帰農者は、農村社会関係が希少である。その理由としては、都市地域と農村地域の生活習慣の違いによる問題である。そのため、帰農者は地元住民と関係を持つためストレスを受けることより、都市地域または帰農者どうしで関係を持つ特徴がある。
- 3) 統計庁(2017)『主要指標(農家経済)』の経営主年齢 65 歳以上の項目による。
- 4) 3 番の観光体験中心の認定帰農者は、観光中心であるため例外である。
- 5) 韓国では農地取引が日本と比べて比較的に自由である。1,000 m²以下の規模の場合では農業者の資格がない者も購入可能であり、1,000 m²以上の農地は農業者の資格が必要になるが、「1,000 m²以上の農地を経営または耕作する者」、「1 年のうち 90 日以上農業に従事する者」、「農業経営を通じて農産物の年間販売金額が 120 万₩以上の者」、「営農会社法人の農産物流通・加工・販売活動に 1 年以上継続雇用された者」の 5 つの項目のうち、1 つ以上が該当する者が農業者である。
- 6) 中央日報によると、2008 年の密陽市における農地価格は平均して 1 坪(3.3 m²)当たり 10 万₩を下回っていたが、密陽市が新空港選定計画の有力な候補になった 2010 年には 13～15 万₩、2012 年には 30～40 万₩まで高騰したが、2016 年に白紙撤回されると、農地の価格は 2008 年当時の水準まで下がるなど、農地価格は転用期待によって著しく変化する。
- 7) 農地価格は立地条件によって変動率が激しいため、韓国農漁村公社の農地銀行データ「実取引価および公示地価資料検索」を参考にした。
- 8) 地元農業者の経営改善については、全員が記帳などを行っていないため、地元農業者の主観的評価である。

終章

本論文では、帰農者の急増と6次産業化について考察し、密陽市に在中する帰農者の事例を取り上げることで、帰農者の新たな役割について明らかにした。このほかにも、帰農者の帰農動機や生活状態から帰農者の特徴を確認し、地元住民とどのような関係を形成しているかについても考察を行った。

その結果、6次産業化は、昔から農業者自ら推進してきたことが明らかになった。その理由としては、所得確保が必要であるが、兼業などが不可能であった農業者は自ら販路を開拓する必要であるため、自ら販売を行った結果が6次産業化であった。6次産業化といっても自ら販売(青空市場など)する水準であった。6次産業化を活性化させるため、政府は6次産業化認定制度を実施するが、認定を受けることは、支援策の加算点や認定マークを商品に付けることに過ぎない。ここで、6次産業化を積極的に利用する者は、比較的に教育水準が高い者と予想した。しかし、農村地域では中卒以下が多い状況であるため、教育水準が高い帰農者が6次産業化認定制度を利用すると予測した。加えて、帰農者について調査を行った結果、帰農の目的は営農活動より、住宅支援や田園生活に中点を置いた者がみられる。帰農者の共通点としては、地元住民との関係が薄いことである。地元住民との関係が帰農者にとって重要ではない理由としては、農地購入の簡単さにある。非農業者の農地購入は、不動産取引で終了するため、農業委員会などはなく、地元農業者・住民と友好的な関係もつ必要もない。そのうち、帰農者の一部は営農活動に積極的であり、地元住民とは契約取引関係にあることが確認できた。章別の具体的な分析結果は以下のようになる。

第1章では、農村地域の問題について説明することで、なぜ問題になるかについて考察した。急激な高齢化が進んでいる理由としては、1970年代に若者が大都市で教育機会や所得のため離農するケースが多くみられた。その結果、現在農村に残された者が高齢者である。高齢者が問題視される理由は、彼らの農業所得の低下にある。高齢者は年齢をとるほど体力の問題で農業所得は減少するが農外所得は増加する。これは年金も一部含まれているが、多くは子女からもらう金銭である。儒教文化の影響が残っているため、親に小遣いを送ることは当然とされる。そのため、営農能力が減少する高齢者は都市に居住する子女にも負担になる。このように、子女から金銭をもらうことは、儒教文化もあるが決定的な要因には年金制度導入の遅れにある。農村地域の年金制度は1995年に実施したため、現在の65

歳以上の者の年金は非常に少ない状況である。それに加え、高齢者問題は体力減少による営農能力低下と所得減少だけではない。現在の高齢者が 65 歳になる以前から、政府は多様な支援政策を行っても効果的な政策ではなかった。その理由は、農村地域の教育水準にある。農村地域に残された高齢者は朝鮮戦争を経験した当事者である。戦争世帯である彼らは、教育に恵まれなかった層であり中卒以下の者が中心になっている。都市と比較したら非常に低い数値である。このような教育水準の低さと多様な社会経験も不足している農業者にとって、高いレベルの書類作業や行政手続きを理解することは難しいため、農村地域支援事業は効果的ではなかった。このようなことから、現在の高齢者は、取り残された者が中心である。

第 2 章では、帰農者の増加原因や帰農者基準について説明し、6 次産業化の流れや現状について検討することで、帰農者と 6 次産業化の関係を明らかにした。帰農者の流入は、戦後世帯であるベビーブーム世代の引退ラッシュから始まる。引退は名誉退職という名目で 50 代から始める、彼らは所得が必要であるため、新たな所得を探すため、帰農を選択することである。このように帰農者の増加には、帰農者と農業者の基準が緩いこともある。韓国では生まれた故郷に戻ることを帰農としない。まず、帰農者になるためには、1 年以上都市地域で居住したことを証明する必要がある。故郷の概念ではなく、農村に移住することが帰農と定義している。ここで、農業者の資格も要求されるが、帰農者が農業者の資格を取る方法は 1 つである。それは 1,000 m²以上の農地を購入することであるが、第 1 章で説明したように、農地購入基準は例外条項が多いため、非農業者では購入ができる。そのため、帰農者は 1,000 m²以上の農地を簡単に購入して帰農者の資格を確保する。6 次産業化については、政府は 1990 年代から、農村地域に目を向けて多様な支援事業を行ってきたが効果的ではなかった。そのため 6 次産業化の事業を始めるが、事業の内容はすでに推進中であった事業あり、認定事業は一定以上の収益を創出している者が受けることである。認定を受けることは、ほかの支援事業を申込みときに追加点数を取ることである。すなわち、6 次産業化認定事業者は成長可能性が高い営農体であることを証明する資格である。しかも、6 次産業化は戦後から続いてきたことが確認される。2010 年代以前には 6 次産業化の概念がなかったが、農業者が自ら加工や販売を行うことは一般的であった。6 次産業化に従事している者の過半は 60 代以上であり、中卒以下が主になる。彼らは直販を中心に 6 次産業化を推進するが、この販売方式は従来方式の青空市場や道端販売である。このような販売を今まで維持している理由は、農業専門率が高いためである。農閑期にな

ると農業者は所得源がなくなるため、自ら販売する在庫は残して、農閑期に自ら販売する特徴がある。政府は、農業者自ら販売することで所得を上げようとするが、高齢者の農業者にはなかなか支援政策が通じないため、比較的的教育水準が高くて、多様な社会経験をしたため、消費者のニーズをすぐ把握できる帰農者を活用して、6次産業化の高度化を図っている状況であると考察する。

第3章では、帰農者の特徴を把握するため、帰農者の帰農動機や生活、住民との関係について調査を行い、帰農者の特徴について明らかにした。帰農者の全員が営農活動に積極的に参加せず、都市からの経済的失敗を挽回するため住宅支援を目的とした帰農者も存在する。彼らは、住宅支援に目的があるため、営農活動は自給自足水準にとどまる。地元住民との関係も一部の帰農者を除いたら、良くも悪くもない関係を維持しようとする事が確認できる。関係が良ければ、余計な生活干渉が増えるし、関係が悪ければ地元住民からいやがらせが存在する。そのため帰農者は面倒な状況をよけるために、中立的な立場をとることで、問題を回避しようとする。しかし、帰農者は地元住民と比較して農業活動に未熟な側面も存在する。農業情報や技術を補うために帰農者は、地元住民より、帰農者どうしのコミュニティーや政府の技術支援講座などに参加する。特に帰農者どうしコミュニティーは地域の会ではなく、インターネット上のコミュニティーである。そのため、帰農者が意見を出したら地域に限らず、多数の者と意見交換が可能になり、活発な情報共有ができる。しかも、新しい技術に積極的である帰農者にとって、地元住民のノウハウは古い情報と認識している場合も存在する。このような情報共有活動によって、地域ごとに存在する暗黙的なルールや住民の絆などは弱っていると推測できる。営農活動を活発に行う帰農者は6次産業化の概念を用いて営農中であることが確認できる。彼らの中には6次産業化認定を受けた者もいるが、6次産業化認定と無関係に営農を行っている者もいる。営農活動に積極的な彼らは、販売を自ら推進することで所得を確保しようとする。特にネット販売というオンライン空間を活用する。このようは販売方式を取った理由としては、6次産業化を念頭に置いたわけではなく、所得を確保するための工夫の結果である。帰農者の支援政策には、大都市人口分散の側面も存在すると考えられるが、帰農者の中には単に住宅支援を目的とするものもいるため、農地売買の基準を厳格にする必要があると考えられる。

第4章では、営農活動に積極的な帰農者を選別して調査を行い、帰農者の担い手としての役割と営農上の地元住民との関係を明らかにした。帰農者の所得が高いほど、独自の流通チャンネルを活用する傾向がある。その販売から消費者に直接販売することで所得を高

めようとする。比較的に営農能力が低い者の販売チャンネルには縁故販売が存在する。縁故販売では都市にある知人に販売を行うが、知人を広告媒体として活用する口コミ戦略もある。6次産業化を推進中である帰農者の場合、市場の需要を合わせるため、事業拡大による農地確保が課題になる。しかし、農地売買の自由さによって農地価格の変動率が高い。農地規模の拡大のため、帰農者は地元住民と独特な関係を結ぶ。それが契約取引関係にある。契約取引関係は、主に箱ごとに価格をつけ、農協より100円以上高く帰農者が購入する関係であるが、帰農者と地元住民にとってWIN-WINするシステムである。帰農者は自分の独自流通チャンネルから販売するため原料確保が可能になる。地元住民は農協納品より高い価格で簡単に納品が可能になり、書類作業も減少するためである。このような関係から、帰農者が地元住民と関係を結ぶきっかけにもなる。このようなことは、農村地域は暗黙的なルールを守る地元住民から、都市感覚を持っている帰農者が主役になる世帯交代時期と推測される。

以上のように、帰農者の役割は以下の3つにまとめられる。第1に、帰農者は地元農業者の助力や農業経験がなくても農業者として自立していることである。韓国では、農地売買に関して地元農業者の影響力が少ないため、帰農者は地元住民の弟子入りなどをする必要や関係をよくするため努力する必要がない。しかも、帰農者は高学歴者が多いため、帰農者は営農に関して自ら勉強や研究を行うことで、農業者として技能向上を図り、その結果、地元農業者の助力がなくても農業者として役割を果たしている。第2に、帰農者・帰農予定者どうしの社会人脈の形成である。この人脈は、農業者になるため、情報を集めたときに形成された人脈である。最初は情報をもらう立場として人脈を形成するが、帰農実施後には、情報をもらいながら、情報を提供する立場になる。このようなことは主にインターネットを通じて、全国同時に行われる。この活動の利点として、情報の確保の利便性や、情報の更新がリアルタイムで行われることである。帰農者のインターネット活動によって、営農技術の蓄積が可能となる。第3に、帰農者自ら販売を行うことで農産物流通業者の役割を果たしており、地元農業者との取引契約を結ぶことで所得の増大を図っている。帰農者は自ら販売を行うことで、6次産業化の形態として営農活動を行うことが確認された。その中には、6次産業化認定を受けた営農能力が非常に優れた者もいる。そのため帰農者は農業者より起業家に近い。彼らの経営活動によって農村地域全体の所得増加に貢献している。

しかし、本研究で確認された帰農者による悪影響も確認される。それが農村地域の所得

格差の拡大である。20~30年前には、農村地域で所得を得ることが困難であるため、高学歴者は都市地域に移住した。その結果、残された者で構成された農村地域は帰農者の増加以前までには均質社会であったが、帰農者の流入によって均質社会が崩壊した。帰農者は主に定年者や早期引退者であり、農村地域で帰農を通じて起業活動を行う起業家でもある。帰農者の移住による投資活動によって、今まで発展が遅れた農村地域は、新たな農業技術の導入や新たな販路開拓(ネット販売)などが実現できたが、ここで所得の両極化が問題になり始める。帰農者と地元農業者が行う契約取引は、WIN-WIN であるが、その内実をみると、そうでもない。契約取引関係は表面的には両者に利があるようにみえるが、利益を確保するのは帰農者である。地元農業者のメリットは農協納品より少し高い価格で納品できることにとどまる。このようなことは、帰農者が地元農業者を搾取しているといえるかも知らない。帰農者は農業の経歴が少なくとも高学歴や資金を保有しているため、商品の付加価値を高める方法を得ているが、地元農業者にはそれができない。そのため、農村地域の情報と所得の格差は新たな社会問題になると予測される。

本研究では、帰農者の新たな役割について考察を行ったが、残された課題も多く存在する。まず、調査地域が密陽市を事例としたが、密陽市は交通の利便性によって帰農者に選ばれやすい地域でもある。そのため帰農者の流入様相が異なる他の地域でも同じ状況であるかについて検証する必要がある。その後、帰農者が農業技術や販売、人間関係の維持などの面でインターネットを活用する効果について確認する必要がある。さらに農村地域を対象とした所得不均等の実情について実証的な研究を行う必要がある。これらの点については今後の課題としたい。

参照・引用文献

イ・ドンフィル、ソン・ミョンファン、イ・ゲイン、キム・チョルミン、ファン・スチョル、イ・ジョンヨン(2001)『食料の安定的供給および農産物と食品産業の連携方案』韓国農村経済研究院。

大島直人・中本英里・山本和博・胡柏(2017)「Iターン就農者の定着過程と支援方策」『愛知大学農学部紀要』第62号、19-28。

カン・テク(2010)「帰農帰村の現状と政策課題」『農村指導と開発』第17巻第4号、743-771。

キム・キサム(2014)「老後所得保証のため家族と政府の役割」『政策研究シリーズ』韓国開発研究院。

キム・チョルギュ、イ・ヘジン、キム・キホン、パク・ミンス(2012)『帰農帰村人の成功的定着と農村社会発展方案研究』農林水産食品部研究報告書。

キム・ジョンシヨプ(2016)帰農帰村政策の目標と方向。韓国農村研究院、3-24。

キム・ジョンシヨップ、キム・ジョンイン(2017)「帰農・帰村人口展望と政策方向」『農村指導と開発』第24巻第1号、33-48。

キム・ソンス、ジョン・ジウン、イム・ヒョンベク、ゴ・ユンミ、キム・ジョンテ、イ・ソン(2004)、「帰農者たちの農村定着支援のため、プログラム開発方向」『韓国農村指導学会誌』第11巻第1号、53-65。

キム・テゴン(2011)「農業の6次産業化と付加価値創出方案」韓国農村経済研究院

キム・テッキウ、イ・ヘジン、キム・キホン、パク・ミンス(2011)帰農帰村人の成功的定着と農村社会発展方案研究。農林水産食品部。

キム・ヒョンヨン(1998)「帰農者の実状と政策法案に関する研究」『韓国畜産経営学会誌』第14巻第1号、205-223。

キム・ヨンリョル(2011)「日本の農村漁村6次産業化制度案内」韓国農村経済研究院。

キム・ヨンリョル(2014)「韓国農業の6次産業化と政策課題」韓国農村経済研究院、農業の6次産業化活性化方案 3-145。

キム・ユンソン、ジョン・チャンイク(2012)「最近の帰農・帰村の現状と支援方向」『NHERIレポート』農村経済研究所 177:1-20。

国家法令情報センター(2016)「農村融複合化産業育成および支援に関する法律」国家法令

情報センターHP(<http://www.law.go.kr/>)(最終閲覧日 2016 年 6 月 10 日)

桜井清一(2015)「6次産業化政策の課題」『フードシステム研究会』第22巻1号 25-31。

農林水産省(2015)「6次産業化支援策活用ガイド」農林水産省HP(<http://www.maff.go.jp>)(最終閲覧日 2016 年 6 月 5 日)。

ジャン・ウエ(2019)『農漁村6次産業化推進戦略と金融支援法案』IBK経済研究所。

百井 崇(2010)「新規就農者と農業ブーム」『兵庫地理』第55号、51-63。

布施匡章・久米功(2011)「引退後の田舎暮らし志向と地方の移住施策に関する分析」『都市住宅学』第75号、14-19。

ソン・ジョンファン、ヨン・ユンミ、ヒョン・ジョンギ、パク・ジンヒョック(2016)『6次産業創業現状分析および支援法案研究』農林畜産食品部政策研究用役報告書。

中西宏彰(2008)「田舎暮らしにおける新規定住者と農村側住民の共住に関する研究」『農村業問題研究』第44巻1号、140-145。

縄倉晶雄(2015)新興高所得国における農村貧困層形成とその特徴-韓国の農家を事例として。政治学研究論集、41:51-70。

ニュースA(2018)「荒い田舎人心…よそ者扱いに泣く帰農」チャンネルA、2018年1月12日

(http://m.ichannela.com/news/main/news_detailPage_mb.do?publishId=000000074680)

(最終閲覧日:2018年5月3日)。

猫本健司・曾川満恵(2015)「新規就農を支援する地域コーディネーターの必要性に関する検討」『酪農学園大学紀要』第40巻第1号、7-12。

農林水産省 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」農林水産省HP (<http://www.maff.go.jp>) (最終閲覧日 2016 年 6 月 10 日)。

農林畜産食品部(2015)「6次産業化支援政策マニュアル」農林畜産食品部HP(<http://www.mafra.go.kr/>)(最終閲覧日 2016 年 6 月 5 日)。

パク・コンジュ、キム・ヤンヒ、パク・ジョンユン(2006)「引退後帰農人の農村移住準備および農村適応過程実態に対する研究」『大韓家庭学会誌』第45巻第1号、9-11。

パク・デシク、マ・サンジン、チェ・ユンジ、ユン・スンドク、キム・ギョンイン(2017)『帰農・帰村が農村地域社会におよぼす社会経済的影響分析』韓国農村経済研究院。

パク・デシク、マ・サンジン、チェ・ユンジ、パク・チヨン(2015)帰農・帰村人の社会経

済的役割。 韓国農村経済研究院。

マ・サンジン(2006) 「農業人の教育・訓練参加要因。農村経済」 31 : 117-136

マ・サンジン、パク・デシク、パク・シヒョン、チェ・ユンジ、チェ・ヨンウク、ナム・キ
キョン(2014) 『帰農・帰村人の定着実態長期追跡調査』 韓国農村経済研究院

マ・サンジン、パク・デシク、パク・シヒョン、チェ・ユンジ、イ・ムジユン、ナム・キ
キョン(2015) 帰農・帰村人の定着実態長期追跡調査 2 次年度。韓国農村経済研究院。

松田智子(2014) 「I ターンという生き方」 『佛教大学大学社会学部論集』 第 58 号、149-162。

ユ・ハクヨル(2014) 「6 次産業の中間支援体系構築および農村産業事業者認定制の導入方
案研究」 農林畜産食品部。

SUMMARY

A Study of Sixth Industrialization in Rural Korea and the Role of Returnee Farmers

A Case Study of Miryang City, Gyeongsangnam-do

After the Korean War, South Korea has undergone rapid industrial development mainly through the shift from agriculture to light and heavy industries, resulting in a large increase in GDP per capita. As of 2018, the GDP of the agricultural sector is only 1.8% of the total, and the gap in GDP per capita in urban and rural areas is very large. With an increasingly aging population in rural villages, in recent years Returnee Farmers have been garnering attention as a potential solution to the decline in productive labor. Returnee Farmers are those who have moved to rural areas and taken up farming after having lived in the city for at least one year, regardless of whether they are from rural areas originally or not.

In the 1990s, before the current labor shortage due to an aging population, the government promoted various policies to promote migration to rural areas. In particular, policies were implemented to integrate urban and rural economies. One such policy was the promotion of Sixth Industrialization. However, policy implementation was not successful and seem to be tied to the low educational background in rural areas.

In the 2010s, the retirement of baby boomers led to the rapid increase in Returnee Farmers which resulted in new challenges in rural communities. With the arrival of Returnee Farmers, rural municipalities are able to benefit from an increase in tax revenue, which incentivize rural municipalities to compete in order to attract a greater number of Returnee Farmers. Rural municipalities also expect that Returnee Farmers will enable Sixth Industrialization initiatives to succeed. However, there are doubts about whether all Returnee Farmers engage in agriculture after moving to rural areas and there is not much empirical research in South Korea on the consequences of Returnee Farmer-centric policies that exclude local rural populations.

This dissertation uses a case study of Returnee Farmers in Miryang City, Gyeongsangnam-do to clarify the relationship between Returnee Farmers and local residents of rural villages. In addition to defining the concept of Sixth Industrialization in South Korea, this study

examines the role that Returnee Farmers play in the rural local economy. To this end, it was also necessary to first determine the current status of agricultural activities such as management scale, profitability, processing initiatives, the introduction of off-farm labor and sales channels. In particular, this study examined how Returnee Farmers implemented Sixth Industrialization processes in rural areas.

Results from this study show that the Sixth Industrialization initiative has been systematized and it is easier for those who are able to decipher documentation to utilize Sixth Industrialization certification to accrue benefits. Those who actively pursue recognition under Sixth Industrialization are expected to have a high educational background, however, the majority of those in rural areas of South Korea lack higher education. In addition, this study found that Returnee Farmers have weak relationships with local residents. Some of the Returnee Farmers surveyed for this study were highly advanced in their agricultural operations and were able to obtain Sixth Industrialization certification. In addition, although there were few personal relationships between Returnee Farmers and local residents, there were many instances of business relationships fostered through sales contracts. These contractual relationships usually took the form of Returnee Farmers purchasing product from local residents and selling it to the co-operative at a profit. The nature of these business relationships were considered win-win for both local residents and Returnee Farmers, as local residents were able to secure an additional sales channel for their product, while Returnee Farmers were able to profit from taking a surcharge on these sales. Finally, this study found that Returnee Farmers who had little background in agriculture, however had a high educational background, were able to access more funding and were able to find novel ways to add value to their products that local resident farmers could not. This demonstrates that this gap in information between information and income in rural areas can lead to new social issues in the future.

謝辞

本論文の完成に至るまでには多くの方々にお世話になりました。ここで深く感謝の意を表します。

本論文は筆者が東京農業大学大学院農学研究科農業経済学専攻博士後期課程に在籍中の研究成果をまとめたものであります。同専攻教授の高柳長直先生には指導教官として本研究の実施の機会を与えて頂き、その遂行にあつて終始にご指導いただきました。私は、4年間で博士論文をまとめることができました。今迄、高柳長直教授には、多くの面でお世話になり、言葉には表現できないほど、誠にありがとうございます。

また、学位論文を審査いただいた東京農業大学農業経済専攻の北田紀久雄先生、堀田和彦先生、竹内重吉先生と東京農業大学国際農業開発学専攻の板垣啓四郎先生から有益なコメントを頂きました。おかげさまで、論文の完成にあたり大変参考になり、心より感謝を申し上げます。特に、板垣先生には約7年間お世話になり、本研究にあたり、多くのコメントや助言を頂きました。さらに、農業経済専攻の総合演習などの論文報告会において、多くの先生に研究の方向性や書き方について、ご指導いただきました。

本研究は実証的な研究であるため、関連資料やデータ、聞き取り調査の結果をまとめることで成り立っています。その過程において応じてくれた、密陽市の公務員や帰農者に感謝をいたします。その中、密陽市農業技術センターや密陽市農政課から、6次産業化に関連した統計やデータをいただき、誠にありがとうございました。

大学院在中、先輩方には大変お世話になりました。また、後輩の Emi do 様からは英語も教えて頂きました。先輩と後輩たちの助力について、重ねてお礼を申し上げます。

最後に、研究を温かく見守ってくれた両親に心より深く感謝をいたします。

2020年2月25日

尹 堵鉉